

1. 件 名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(大飯発電所第3, 4号機 設計及び工事計画(火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更)【16】」

2. 日 時：令和3年8月4日(水) 16時00分～18時45分

3. 場 所：原子力規制庁 9階A会議室(一部TV会議システムを利用)

4. 出席者(※・・TV会議システムによる出席)

原子力規制庁：

(新基準適合性審査チーム)

関企画調査官※、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、  
岩野審査チーム員

原子力規制企画課 火災対策室

守谷火災対策室長※、田邊係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保修管理グループ チーフマネジャー※ 他8名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料-1 放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計に関する実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性について
- ・資料-2 大飯発電所第3, 4号機)火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料(抜粋)放射線量が高い場所を含むエリアの火災感知器設計について
- ・資料-3 参考 大飯発電所 現場確認の結果について
- ・資料-4 第984回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合資料3-1大飯発電所3, 4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請のコメント回答について (<https://www2.nsr.go.jp/data/000355916.pdf>)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁のイワノです。それでは、当大飯発電所 34 号機の火災感知器増設に係るヒアリングを始めたいと思います。それでは関西電力の方からまず前回のヒアリングに対する
0:00:16	確認事項の回答について説明をお願いします。
0:00:23	はい。混載電力から原子力事業本部ウシジマでございます。本日はよろしくお願いいたします。本日はですね、前回のヒアリング、7 月の 15 日にございましたけれども、あそこでちょうどいしましたコメント回答ということでございます。
0:00:41	それと本日の資料を用意してございますけれども、まずはその十分な訪問セッションの確認ということに関わる資料といたしまして、右肩にですね、資料の 3 という形で有望用意させていただいております。
0:00:57	タイトルのところが赤字第 1515 回ヒアリング資料からの変更点というものを担っておりますが、その放射線の高い場所を含む監事設計の技術基準規則への適合性についてと資料でございます。
0:01:14	今回お出した資料につきまして、赤いところがですね、科医
0:01:20	リングでの口頭の報告を含めて反映した点でございます。コメント踏まえて、こういった趣旨で反映してるかというところのクマクラの方からご説明いたします。よろしくお願いいたします。
0:01:33	当たり 6 原子力事業本部のクマクラです。よろしくお願います。当お手元ですね右肩資料 3 放射線量が高い場所のエリアの火災感知器設計に関する実用発電実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性についてをご覧ください。
0:01:55	資料は先日 7 月 15 日にいただきましたコメントを指摘事項を踏まえ、記載を修正し、そちらについて赤字にてお示しております。
0:02:07	いただいたコメントのうち、1 点目のコメントとしまして、波及的影響防止といった記載についてですが、こちらの意図するところは、火災の悪影響防止というところを意図して記載していたものでございますので、今回の習性として、
0:02:24	波及的影響防止という記載について悪影響防止のほうに記載を適正化してございます。
0:02:32	次に 2 点目のコメントとしまして、当社が設定しております十分の案性状を確保するための設計目標及び設計方針が資料上から読みづらかった。
0:02:44	そういった点で、こちらにつきましては、前回のヒアリングにて高校でも御説明させていただきましたが、そちらの内容について説明資料に図面として記載させていただきました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:57	お手元の1下ですね、1ページ、1ポツ技術基準規則に適合するための火災感知器の設計目標について、
0:03:07	こちらの(1)技術基準規則への適合方針には
0:03:13	／議論させていただいております。
0:03:17	⑤⑥⑨⑩の放射線量が高い場所を含むエリアについて、技術基準規則の柱書を適用して十分な保安水準が確保できるように火災感知器を設計することで、技術基準規則に適合するという方針をお示ししております。
0:03:35	また、その下(2)火災感知器の設計において、過去、過去すべき十分な保安水準の定義では、火災防護審査基準の2.2火災の感知消火の2.2.1の欲求踏まえ火災感知器の設計において確保すべき十分な保安水準を
0:03:54	火災防護上重要な機器等に対する湖西の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行えることというように、弊社として定義し、
0:04:05	これを達成するための火災感知器の設計目標をその下、(3)火災感知器の設計目標の設定に記載してございます。
0:04:15	設計目標の設定にあたっては、エリアのエリア内にある機器の重要度と火災による影響度合いによって火災の影響を限定するために必要となる火災感知の要件が異なることになってございますので、お手元2ページ、次のページですね、こちらの表1のように、
0:04:34	目的であったり、貫通の方法といった火災の感知要件を整理しております。
0:04:43	今回議論となっております。
0:04:46	⑤⑥⑨⑩といったエリアはエリア分類B、こちらの表1の下の部分です。
0:04:55	エリアBエラー分類Bのエリア内に火災防護上重要な機器等が設置されていないエリア、もしくは設置されているのですが、火災により機能喪失6000ないエリアであることから、
0:05:10	エリア内からエリア外に流出する煙及び熱の上昇によってエリア外への火災の拡大。
0:05:19	兆候を監視できること。
0:05:21	そういったことを設計の目標としてございます。
0:05:28	ただいまお示しました設計目標を達成するための各エリアにおける感知器設計をお手元3頁のaに凸放射線量が高い場所を含む各エリアにおける火災感知器の設定方法を具体的な設計、
0:05:44	こちらにまとめてございますが、こちらの設計につきましては、前回までに御説明させていただいたものから大きく変更はございませんが、方策として、何を目標として設計しているかということをこちらのページに記載させていただきまして、期生とさせていただきたいと思っております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:05	次のページ、お手元の 4 ページです。
0:06:10	こちらからは各エリアの評価というのを示してございます。
0:06:16	こちらについては、開口部が存在しても、隣接エリアに影響する前に感知できることについてサイクルを
0:06:25	そういった先日の御指摘事項を踏まえまして、
0:06:30	開口部及び空気の流れをそれぞれの運転資金を示した上で、
0:06:36	その考え方というものを明記しております。
0:06:41	⑥⑨といったダクト内に感知器を設置するエリアについては、
0:06:47	開口部がダクト以外にない。
0:06:50	おっしゃった失礼しました開口部がなく、
0:06:54	次になくて、空気の流れはなくて向かう流れであるといったこと。
0:07:00	もしくは、開口部が学校以外にあっても、空気の流れは、ダクトへ向かう流れであること。
0:07:08	このようなことから、
0:07:11	もしくは熱といったものは、天井付近に設置されたことが言えて、問題なく指名していき、エリア内とほぼ同じ雰囲気になることから、20 エリアに設置された赤い防護上重要な機器等が機能喪失する環境条件なる前にエリア外への
0:07:29	火災影響の拡大兆候を保管することが可能である、このように考えてございます。
0:07:39	⑩のエリア、
0:07:41	° ないし計装用シングル配管すべてがこちらの御説明については、お手元P ページから記載してございます。
0:07:50	こちらのエリアにつきましては、
0:07:55	12 ページですね。納骨技術的評価のところにも記載しております通り入口扉の入口扉付近にございます。連通管。
0:08:06	そして原子炉容器本体収率周囲にございます。隙間以外は、
0:08:10	コンクリート壁で閉鎖された空間となっております。
0:08:16	当該室内の空気の流れは入口付近上部の立坑にございますファンによって給気される原子炉容器本体周囲の隙間から排気されます。
0:08:26	そしてその廃棄されたものは、原子炉サポートクーラー法定配管貫通部よりループ室内へ流れています。
0:08:35	エリア内での火災を母材の発生を想定した場合、熱的影響としましては、エリア内に設置するアナログ式でないで使う感知器、
0:08:45	こちらについては消防法施行規則にのっとりた設置をでございますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:50	こちらこ入口付近に設置するアナログ式の熱感知器によって雰囲気温度の上昇を交換することが十分に可能であると考えてございます。
0:09:00	また煙感知器、
0:09:03	失礼しました。煙感知方式につきましては、エリア内入口付近の煙感知器に加えて、先ほど申しましたような空気の流れを考慮した上で大きな開き先となつてございます。ループ室内に設置する煙感知器によってエリア外からエリア外への流出で煙を検知できる。
0:09:21	そういったことが可能であると考えてございます。
0:09:25	前回の御指摘事項を踏まえた資料3の御説明については以上でございます。
0:09:31	はい、関西電力原子力事業本部ウシジマでございます。前回いただきましたコメントはホワイトボード上ですね五つございましてそのうち、三つにつきまして、資料3に反映ということで、ただいまクマクラの方からご説明いたしました。
0:09:49	ほかに2点ございますが、Mも人そのうち一つはですね、感知性能についての記載を充実させることということでですね、その辺につきましては補足説明資料を本日反映したものでご異議しております。
0:10:07	この資料につきましては、
0:10:14	はい、すいません、タイトルがですね、発電所3、第34号機は体感的増設に関わる設計折り込み資料補足説明資料抜粋とさせていただきます。こちらの資料を御確認くださいませ。
0:10:30	こちらにつきましては関西電力タケダのほうから御説明いたします。
0:10:36	はい、関西電力原子力事業本部の武田でございます。よろしくお願ひします。お手元の資料4に従いまして説明させていただきます。今回来作業低下した場所は赤字で示した場所になります。
0:10:51	整定するなど、ホームページ
0:10:55	そのところをご覧ください。
0:10:58	ここではなるべく至近のまず煙感知器のところの
0:11:07	本当に便利だと障防法の検定と記載してある、そのあとに括弧参考としまして、今回の
0:11:16	講義計画しております換気ダクト内に設置する貫通性のことを多分おについて記載を追加して、
0:11:27	ございます。まずアナログ式の煙感知器につきまして、本工事計画している放射線が高い場所を含むエリアにおける換気設計におきまして換気ダクト内でのアナログ式の煙感知器を設置する計画としてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:44	ダクト内の反映空気流はこの記載の通りでございます。隣接エリアに影響を及ぼすような火災を兆候を管理するという設計目標よりいい換気ダクト内へ火災による、
0:12:02	距離が侵入し、大麻なく煙が流れる状況といったものが火災の想定から想定されると。
0:12:13	あと煙
0:12:17	の権限に流入した煙が新入生絶え間なく含みが流れる。
0:12:25	失礼しました。流入した煙の流出による産卵ここで感知器の動作原理から、言葉に記載しておりますけれども、リースによる散乱こう乾パン斜交の量から煙濃度を判定するという煙感知器の動作原理から考えても、
0:12:44	煙感知器の監事性能に対して十分な煙利用者住民があるということから、環境は十分に可能であるというふうに考えてございます。
0:12:54	また以降はご多忙防止に関わる記載です。換気ダクト内の風速は盛況で消防消防局の運用の基準に記載がございます。誤作動の基準となる風速 5 メーター/s。
0:13:11	法律があることから、感知器の誤作動の可能性はないというふうに考えてございます。なお、防災メーカーが示し取扱説明書におきましても誤差等の基準として線量の附属の記載があることを確認しています。
0:13:28	ちなみに前回のヒアリングでも購入されました。防災メーカーとのヒアリングの件をここに書いておりまして、そのヒアリングにおきましても同様の見解が示されておりますがの煙感知器に関するところでございます。
0:13:44	続きまして、次としたところがスター3 ページ目になります。ここは上げると次期の熱感知器についての管理だと外に設置した場合の関係性の感知性能と。
0:14:01	誤差等防止について記載しております。本工事などで計画している。鎖線が高い場所を含むエリアにおける感知器設計において、管理だっでないパネル式の熱感知器を設置する設計としてございます。
0:14:17	風速は記載の通りです。隣接エリアに影響を及ぼすような火災を考えた場合に、関係力と浪江火災による熱が伝搬しつつ策定前の温度上昇が継続される状況が前要員増強されます。
0:14:35	感知器ないのね使う都市である間隙組織であるさが美スタッフの中に温度が上昇した水の抵抗値が減少することにより、注 4 度判定するといった熱感知器の動作原理、
0:14:50	そう考えての常時の分が流れて管長温度を超える状況が換気の集中で継続されることで、感知は十分に可能であると考えてございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:02	また以降は先ほど同様に作業防止に関わる記載でございます。同様になっておりますので割愛いたします。以上換気ダクト内に設定した撤去する煙及び熱感知器に関わる
0:15:20	感知性能及び誤作動防止に関わる記載の説明。
0:15:25	となります。以上でございます。
0:15:28	また連絡し馬でございます。ただいまの説明がですね、資料3並びにその後、資料4について御説明させていただきました。あと1点だけですね、前回のコメントと申しますか確認を求められたものとして、
0:15:46	建家ですね、一部の箇所について、現場実態としてご懸念の点があるということで、現場のほうのエリアの写真を示すことといったご要望がございましたが、この点につきましては資料としてまとめて事前廃止。
0:16:04	さしていただいておりますということで、これにつきましては、もし何かあれば、後程また御確認いただければ幸いです。以上本日御用意したらコメント回答でございます。ご質問御確認事項と、よろしく申し上げます。
0:16:21	はい。
0:16:23	規制庁のイワノです。説明ありがとうございます。
0:16:26	それでは説明していただいたことについて、幾つか確認していきたいんですけども、まずですね、資料の3も関係のところ、
0:16:40	⑤と⑥のエリアにある脱塩塔っていうのが今は
0:16:46	火災防護上重要な機器等に含まれていないんですけど、ちょっとこの点について確認させていただきたいんですけども、
0:16:56	その56の入エリアにある脱塩塔っていうのは線量の大きな構成物質がタンク内にあるっていう点からする点においては
0:17:07	電話、9番のエリアにある使用済み燃料貯蔵タンクと同じなので危険性っていうのも、9番と同じぐらいではないかなと考えているんですけども、
0:17:19	その点について関西電力としては5番と6番の脱塩にある脱塩塔とあと9番の使用済み燃料貯蔵タンクの危険性の違いをどのように考えて、まともに区別しているのかというところを説明していただけますでしょうか。
0:18:04	浅い電力、クマクラです。
0:18:07	御説明させていただきたいのですが、画面共有でこちらのセキ。
0:18:14	既許可のまとめ資料がございまして、そちらのほうを共有させていただいてもよろしいでしょうか。
0:18:20	規制庁のイワノです。お願いします。
0:18:27	関西電力分かれてありがとうございます。画面共有準備しますので少々お待ちください。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:56	そう。
0:18:59	まさによくクマクラですけと雨の共有ますでしょうか。
0:19:07	規制庁のイワノです。もう少し拡大できますでしょうか。
0:19:11	はい、わかりました。
0:19:17	規制庁規定とのようなですこれぐらいで大丈夫ですありがとうございます。
0:19:22	そちらで止めてます。
0:20:02	うん。
0:20:03	水密
0:20:30	。
0:20:31	規制庁の今野です。今何か説明されてますでしょうか。
0:20:39	はい。作成をいたしましたのか、電カウシジマでございますが、ただいま画面共有しておりますけれども、別途設置許可の際再稼働工認、設置許可並びに審査の際にですね。
0:20:55	火災防護上重要な機器とは何かといったことを御説明した資料を今共有させていただきますでございます。それと今ご質問いただきましたですねイワノさんから御質問いただきました危険性についてというところの説明もまず前にですね。
0:21:15	再稼働審査のときには、この放射性物質の閉じ込め機能ちょっと取り扱い機能については、どの範囲までを対象として考えていたのかということについて、また今後資料を用いて5ご理解いただきたいと思えます。
0:21:31	今の画面上5ご確認いただける資料はですね、放射性物質貯蔵等の機器等の選定という資料でございます。こちらまとめ資料に記載がある資料でございます。そのあと作るお願いいたします。
0:21:47	こちらの資料ではですねこの後に、対象となる機器が抽出されて参ります放射性物質の貯蔵等の機器ということで、ここに対象となってきますのは、時たい廃棄物液体廃棄物答えや廃棄物、
0:22:07	添付等で廃棄物としてですね、処理されていくためのプロセス処理プロセスにあるシステムと並びにそれを貯蔵する経営支援箇所についてがですね、放射性物質の貯蔵閉じ込め
0:22:24	もう対象ということでございますので、今、この中に列記して上がってきてるもので例えば放射性固体廃棄物の貯蔵というところをご覧いただきますと、それと使用済みの実施の貯蔵タンクといったものがこの対象に入っております。
0:22:41	ですので、先ほど5690とある中のですね、できるの使用済み樹脂貯蔵タンクというところにつきましてはここに登場して参りますので、それ以外に例えば、今回議論にはなってございませんが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:22:58	この下のほうをご覧くださいと答え廃棄物の貯蔵庫ですとか、SGの保管庫ですとか、或いは使用済み燃料ピットはこういったものは、そういった貯蔵という対象ということで計上されているわけでございます。
0:23:14	dす。その次のページもお願いします。
0:23:17	そういったシステムはですね、系統概要図ということで、次のページに系統概要図がございまして、
0:23:26	すみません。
0:23:32	はい。今口頭で申し上げたような要は気体液体背景答え廃棄物をですね、処理して頂部をするといったものがこの対象物として計上された上で、
0:23:47	これらを対象として区域区画を設定しているということでございます。
0:23:55	あと、加えて、ちょっと今のご質問と直接該当しないのかもしれませんが、安全停止ということで管理した場合で見た場合にですね、この樹脂のシステムを却設備のところはですね、安全停止に直接該当しないと。
0:24:11	そういったことでございますけれども、今、従前の
0:24:17	設置許可のまとめ資料の段階においては、こういった気体液体固体の廃棄物を処理して、最終的に貯蔵するといった一連のシステムのところは、対象物として計上されていたとマグマで1点がこの点をご理解いただきたいと。
0:24:37	思いますんで、それと先ほどの伊ワノさんの御説明に戻るのですけれども、ご質問のものですが、5番6番といったところですね、化学体積制御システムの脱塩塔であるとか、使用済み燃料ピットの脱塩塔というのはですね。
0:24:56	まだ廃棄物の処理の前に、今の段階での全部
0:25:03	経常系統内でも、その成分のごみを除去するとか、そういった系統でございますので、その放射性物質の取り込み機能というところのページ系統の抽出では対象としては抽出されています。
0:25:20	追設素直ではございませんというのが再稼働のときの整理でございます。
0:25:27	その上で、先ほど危険性ということで、56と。
0:25:32	9が同じようにということで、
0:25:36	おっしゃっておられるのですけれども、以浅整理としては再稼働がそのようになっていたというのがまず一つ目は、結果としてですね、私ども、このとぴあの中を区域として切った上で、
0:25:52	その中を区画というふうに割っていく上で、ここのエリアという形で細かく今回文化終わってさらに細分化しているわけでございます。そのため今回へとBのエリア分類Bのところのですね。
0:26:09	については、放射性物質の火災により機能の喪失の恐れがないということでもって寒気の設置する多少ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:20	ぴあの境界となるところのでへの隣接への影響がないことを確認すると、設計条件を付して確認しているものでございます。ですので、企画の中に感知器を例えば異なる感知器を設置する。
0:26:39	ということでありましてか、再稼働のときの対象の考え方日程出してですね、この部分で5番と6番の部分がですね、異なる感知器は受けるということであとつけ方の工夫として、
0:26:56	エリアの境界部につけるということをしているというものでございます。ちょっと後半をすいません御質問の趣旨と違うところに行ったかもしれませんが、前半。
0:27:08	もともとの火災防護で重要な機器というところに入っているのかいないのかという御質問については、前半の御回答であります。
0:27:33	はい。
0:27:35	規制庁のイワノです。
0:27:36	すみません、お待ちください。
0:30:30	規制庁のイワノですお待たせしました。すみません関西電力の方で今
0:30:37	当原子力軽水炉の安全重要度分類指針で確認することができますでしょうか。
0:30:51	他電力原子力事業本部制、初層宿泊すいません関西電力ウシジマでござい ますが安全分類指針とおっしゃっているのは原案の出身の方おっしゃっている のか、私ども、民間
0:31:07	事業者からこれを細分化したJEACのほうをおっしゃっているのか、原案のこ とですかね、原因のほうですね、正式に消耗しますと、発電用軽水型原子炉 施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針ですね、平成2年のもので す。
0:31:26	はい。そのPSMS分類に関するPSのところのことを何かおしゃるのかなと 思っておりますが、はい。そこ排仰っていただければ併せて確認いたします。
0:31:42	最後のほうにある表のところですね。
0:31:53	PS2の分類がPS2の分類のところですね。
0:32:02	すみません今もう確認して見えて、ご確認いただいていると思っている生殖機 能が今まで未着手でございます。はい、PS2の表のところを今拝見しておりま す。はい、すみませんじゃ続けます規制庁のイワノです。
0:32:17	そのPS2の表のところですね。
0:32:24	昨日の欄のところの(2)のところ、原子炉冷却剤圧力バウンダリに直接接続 されないものであって、放射性物質を貯蔵する機能っていうふうなところが書 いてあるっていう項目があるんですけど。
0:32:40	その項目を左のほうに行くとですね特記すべき関連。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:44	経営ってところのPWRのところ、使用済み燃料ピットで客系というのが書いてあるんですね。で、今回のその6番にある脱塩塔っていうのは、
0:32:55	ここで言うところの使用済み燃料ピット冷却経営に該当するものなのかどうかってところをまず教えてもらってもよろしいですか。
0:33:19	本サイレンウシジマでございます。今ご質問の趣旨は切り口がですね、安全印重量で本来のPS2のところから火元壊れてそこにブランチするところの
0:33:34	／解釈から展開されてるといふ御質問に聞こえておまして、
0:33:40	私どもも再稼働のときの申請のときに別途御説明したところとはちょっとまた違うご確認に入ってるという意味もあり、受けとめをいたしました。すみませんこれは経理の確認ということでありですかね、放射性物質を
0:34:00	シンチ貯蔵閉じ込めの貯蔵ショートステイなかったこの使用済み。
0:34:06	燃料ピットの脱塩塔か。
0:34:10	そのPS2のここにきて仮定貸借考えるかというご質問ですか。規制庁の止野ですすいませんちょっと言葉足らずで申しわけありませんでしたかのをちょっと具体的に説明しますとですね、このここで言うところの
0:34:28	PS2のところ、等放射性と直接接続されないものであって、放射性物質を貯蔵する機能を有するものっていうところが、ここにずっと書いてあって、それに関連する機器系として、
0:34:43	使用済み燃料ピット冷却系っていうのがあるので、
0:34:47	もし6番のところの脱塩塔がこの使用済み燃料ピット冷却系に関係するものであるのであれば、まずこの機器安全重要度分類上は貯蔵する機能を有する当設備の中に脱塩塔が含まれ、
0:35:05	するものじゃないかっていうところをまず考えていて、それを踏まえて大飯では
0:35:12	この分類指針と違う方針をとっているっていうことであればそれを説明していただいて、新基準の
0:35:21	許可なり工認のときに、ここを
0:35:25	項目をそのまま使わなかった理由みたいなのを説明していただきたいと思っています。
0:35:34	新基準のほうで使っていないっていうのはこちら承知しているんですけど、重要度指針鮮新統と違うのであれば、どういうふうなそういう違う不要違う整理をしたのかというところを説明していただきたいということですね。
0:35:51	今の御質問は、先日すべて確認をいたしますと、もともとの審査したときの再稼働のときの設置許可の対象とした放射性物質の貯蔵閉じ込め範囲については、私ども先ほどまとめ資料等でもて

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:09	その処理する系統と、それを貯蔵する系統というところでも手をご確認をいただいていたわけなんですけれども、改めてこの判定とし、
0:36:23	安全機能の指針に照らして、そこが、
0:36:30	いかがかという疑義を唱えられてるというように聞こえるのですが、
0:36:35	ちょっと何か違った議論が始まっているように聞こえるのですけれども、その点を時作っては事実関係として確認はするのですけれども、
0:36:46	そこはちゃんと議論の続きです。新規制のときに安全機能の重要度分類指針への適合について、
0:36:56	これを廃止したわけではありませんで、設置変更もしてないと私は理解しているので、
0:37:01	まず、その事実からすると。
0:37:05	大飯 34 のももとのその安全機能の重要度分類に対する適合として、
0:37:12	今言った使用済み燃料ピットの冷却系が
0:37:17	放射性物質貯蔵の機能を持っているかどうかというところは、まずそれを
0:37:22	従前、新規制以前、どういうふうに分類していたのか。
0:37:27	で、新規制として火災防護をする上で、
0:37:31	そこを防護するものとして挙げた上げなかったっていうのはどういう理由なのかってことを教えてくださいって聞いてるだけで異議を唱えているわけじゃないです。
0:37:43	はい。
0:37:46	今回のウシジマでございます。いずれにしましても今の鈴木様がおっしゃっていた。
0:37:52	いただいた点を以前の再稼働の審査の際のスコープがここは使用済みの燃料ピットの政党脱塩塔のところについては貯蔵閉じ込めというところにとらえていたのかいないのかということを確認されたいと思います。
0:38:10	そこを回答PS2 のこの機能抜き出しどうかということが確認されている規制庁スズキです
0:38:18	ここのだって、主要済み燃料ピット冷却系に属する脱塩塔が今⑥っていうことであつたとすると。
0:38:28	これを防護する対象機器として挙げなかったらもう純然たる事実としてわかっているんで、
0:38:36	そこについて別に
0:38:39	答えを求めてるわけじゃなくって、上げなかった理由っていうのは先ほど説明されている中で、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:46	説明し切れているのか、それとも何か別の話があってあげないと、これを防護対象として、機器基金しなかったのかどっちなのかっていうのを教えてくださいって聞いてるだけなんですけど。
0:39:18	関西電力でございます。今鈴木様のおっしゃってることについてこちらの中で、すいません、少しお時間いただきたいと思います。
0:39:30	規制庁のイワノです。承知しました。では配員お待ちいたします。
0:39:44	先ほどご質問いただいた点ですね、スズキ様からも、逆に言及いただきましたように、かつての再稼働の来衛星許認可の際ですね、設置許可のまとめ資料であったり、
0:40:00	公認等の扱いにおいてもですね、この買うか体積制御設備であったり使用済み燃料ピットの脱塩塔とか、こんなところについて、その放射性物の挙動閉じ込めとして扱ってなかったというところの記述、ここはご理解されていると利益として御理解されてると。
0:40:19	いうことでありまして、そこをですね、今回の御質問いただきましたが、別途PS2というところに照らしてどうなのかという件はですね、すみません、こちらのほうでも、また事実関係確認いたしましてまた御回答を
0:40:36	したいと思っておりますので、その上でですね、それはきちんと誤開とした上で、今この
0:40:46	資料3も、2ページのところで、エリア分類のBということで、今回機能喪失の恐れがあるないということでもってですね。感知の方法といったものを区分するところの
0:41:02	ものさしと申しますか、設計の考え方の仕切値としてですね、放射性物質のとじ込み機能といったところにそこに焦点を当てているわけではございませんけれども、
0:41:17	異なる環境設計するとか、そういったことについては、先ほども申し上げましたように、この争点については変わりはございませんし、あとは設置方法の工夫という説明を
0:41:31	させていただいておりますので、先ほどの点については確認して、またお答えいただくようにいたします。ただ対応としては、今広瀬さんに求めているような内容で考えているということで、この先、
0:41:47	今の議論をお願いしたいと思っております。
0:42:01	はい。
0:42:02	規制庁の今野です。説明は承知しました。では次回、事実関係を確認していただいて、また次回ちょっと括弧の回答をお願いします。今ちょっと最後の方に説明があったにあったところですけども、その結果として、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:20	対応する内容は、その分離が少し変わっても変わらないということであれば最後その書きぶりのところだけになるので、事実関係だけ確認させていただいて、その書きぶりを適正に直していくという作業をすることになるのかなと、こちらとしては考えております。
0:42:39	それからですね今 6 番のところについて、質問しているんですけども、
0:42:46	結局その機能とか
0:42:49	機能としてはその 5 番にある脱塩塔も 6 番にあるだ点等も似たような機能持っているものなので、6 番の整理するってことになると、一緒に 5 番についても整理するってということになると思うので、合わせて 5 番についても同じように検討して事実関係を確認していただければと思います。
0:43:08	すみませんカフェ電力の方から何かございますでしょうか。
0:43:14	関西電カウシジマでございます。先ほどご質問いただきましたとか、イワノ様からもおっしゃっていただいたようにですね、事実関係として確認する対象としましては 6 番に限定せずに、5 番の PS2 というところとか、
0:43:30	単点機能ということに提案してみたときにどうなのかということについては確認してお答えするようにいたします。その上でおっしゃっていただいているんですね、設計の対応として、そうやることの中身が変わらないということであれば、
0:43:48	記載として、その工夫なり、どうするか。
0:43:53	いったところでご認識いただいている通りでございます。以上でございます。
0:44:02	規制庁のイワノです。はい、ありがとうございます。では、ちょっと次の確認事項に移りたいと思います。えっと次の確認実行はですね、
0:44:12	2 ページ目の
0:44:14	このエリアを分類ごとの火災の感知要件とかそういったところに関係するものなんですけれども、まずですねちょっと確認前提条件の確認なんですけれども、
0:44:29	資料 3-1 ページ目のところの
0:44:35	ところですね、
0:44:38	十分な十分な保安水準の定義をしている。1 ポツの (2) のところで火災の影響を限定している言葉が使われているんですけども、この火災の影響を限定している言葉の意味するところは、火災防護審査基準の 2.2. 12。
0:44:57	書いてある火災の影響を限定しと同じ意味として使っているという理解でよろしいでしょうか。
0:45:11	はい、関西電カクマクラです。ご認識の通りでございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:24	規制庁のイワノです。ありがとうございます。ではあの火災防護審査基準と同じ火災防護審査基準に書いてある火災の影響を限定しているところと同じ意味で十分な保安水準の定義の中で使っておられるということで、
0:45:40	確認してきました、そうするとですねちょっとまずこちら側のその火災防護審査基準のところの解釈について説明させていただければと思うんですけども、
0:45:54	その火災防護審査基準で言っているところのこの火災の影響を限定しているところの意味するところはですね。
0:46:03	火災が発生した場合に発生した° 区域とか区画において、当区域とか区画内に火災の影響を限定するっていう意味で、代替りの影響を限定してですね、火災区域火災区域外にある。
0:46:21	安全機能を有する構築物、系統及び機器を防護するっていう意味で使っております。
0:46:30	今関西電力が達成目標、
0:46:37	火災感知器の要件に上げているようなですね、同じエリアにあるような記号をAと防護するように、同じエリアにある火災が発生した。
0:46:49	エリアと同じエリアにあるそういう重要な機器っていうのを防護する、するように感知できるっていうことを必ずしも求めているものではないんですけども、その関西電力としては、
0:47:04	そういうことが火災防護審査基準の解釈として、それはわかった上で、今設定されているような要件も、
0:47:16	設定しているのか、それとも、いやそもそも火災防護審査基準で火災の影響を限定しているところで意味するところは認識が違いましたっていうところなのか、ちょっとその認識の同じか違うかっていうところをちょっと載せ
0:47:33	確認させていただいてもよろしいでしょうか。
0:47:42	浅い電力ウシジマでございます。審査基準の定義によればですね、先ほど来議論になりましたような安全停止機器を有する機器であるとか、放射線物質の貯蔵閉じ込めの機能を有する機器、
0:47:59	に対して火災区域を設定してその区域R/ないしは影響軽減の場合は区画も含めてなんですが、に対しての火災防護対策を行うとなっております。ですので今、今の様がおっしゃられてるんですね。
0:48:16	もともと基準の要求は区域等、或いは区画といったレベルで防護対策が適切に行われてそれ以外の発給がないようにとか、或いは安全停止機能であれば安全停止機能が
0:48:31	基準と確保されることを担保すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:36	そういった精神で、構築されていると、その右側の解釈をしてございますので、私ども、この再稼働の設置許可並びに工認においてはですね、その考え方は理解した上で、再稼働の審査もありまして対応して参りました。
0:48:54	今回ですね、設置工認ということでコミットの要求を踏まえて、区域区画の中をさらに細かくエリアごとに単位、単位をさらに小さく割り込んで見てきた場合に、
0:49:10	感知器の設置の仕方について、そういう工夫が必要となったと消防法に照らした設置が適正かということを確認いただくためにですね、エリアを細かく割っていったということで、これも基準の要求というのですね。
0:49:26	本来のよく給電は求めているレベルからですねより細かいところでのレベルで感知器の設置要件はいかがかということを確認いただいと、そういった設工認の審査内容になっていると。
0:49:45	そのように理解をしてございますので、私ども今回フォン水準はですね設定するにあたって、審査基準も工認. 2.1 の認定には関係消火のですね。掲げている事項、要求事項の
0:50:01	そう影響を限定して早期の火災感知、消火を行える設計であることという言葉を持って参りましたので、ここの要求するところは今の、先ほど今井さんがおっしゃられたように区域区画というレベルでそこを達成すれば、本来、それが要求事項だよと。
0:50:21	いうことは理解をしてございます。しかしながら今回設工認として出資感知器の設計の適切性、妥当性を確認するというようにつぼいてエリアを細かく細分化して確認いただいておりますので、
0:50:38	その設置報告するっていうところにおいてですね、この考え方をさらに持ってきて適切であるかということも設計確認をいただいと、一般次第でございます。ですので、
0:50:54	もう振り返りますけれども、最初イワノさんがおっしゃられたように、基準の考え方は理解しておりますがそこがぶれているものではございません。あくまでも感知器の設置は細かく詳細に見ていくにあたって、その考え方を適用して、
0:51:11	でより細かく見方で、ちょっと内容確認いただいと、そのようにご理解いただければと思います。
0:51:23	規制庁のイワノです。卒いたしました火災防護審査基準の解釈としては同じ共通理解を持っているけれど共通理解を持っていて、それを踏まえて、今ここで掲げられているような要件を関西電力のほうで設定していると。
0:51:43	そういうことで、そういうふう理解いたしましたので、そうなるですね、今ですねこれまでの審査において、その火災の審査においてですけれども、その

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



	火災が発生したエリア内の機器を防護できることをもって、その区域や区画内の火災の影響を限定
0:52:03	できるってということを審査線審査した事例であるとかそういう過去の経緯みたいなものはないのですね、なかなかそれを1からそのことについて1からですね。
0:52:18	理論立てて、
0:52:23	本審査をしていくってことになるんですけども、
0:52:27	そういうそういう過去の過去のそういう前例がないっていうところも踏まえて、今の設定をされていると、そういうことでよろしいですかね。
0:52:39	終わります。
0:52:40	要は、
0:52:44	と観戦ウシジマでございます。今ちょっと血糖表現としてですね、ここに前例がないということで、新たに設定してということではおっしゃっておられるのですが、当区域
0:53:01	もう区画として設定してある中にですね、異なる感知器をきちんと設置しますということは従前の考え方から変えていなくて、それが細かく割ってみたときにも設置方法として適切かということの詳細確認いただいているという段階に
0:53:21	ていて、詳細確認する際に、窃盗部分的に口銭高い線量が高いことによって、付け方に国外いろいろ必要のところの見方として、このような考え方で保安水準ということで、
0:53:38	確認いただけるようにという意図で設定したものでございます。私どもも何か改めてですね、今までなかった議論をゼロから起こしているという気はございませんので、あくまでも従前の考え方の延長の選定ですね。
0:53:56	細かく見ていった上で、適切性を確認いただいと、そういった主旨でございます。
0:54:06	モリヤですけどいいですか。
0:54:09	規制庁イワノですお願いします。
0:54:11	別途、今の御説明名それではかったんですけども、
0:54:19	多分、説明の中で稼いでる様の説明の中で多分LED火災が発生したエリアの絵ではない、隣接するエリアにおける重要な設備機器等に影響がないことを確認するというそういうような
0:54:39	つमりの文章で書かれたという理解でよろしかったですかね、イワノ保育園の区画区域架空の話なんでさせていただいたんですけども、関西電力さん私はさらにそれをエリアに細分化したときのエリアの外の
0:54:56	重要な機器等に影響がないということを確認するというふうに

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:02	区域区画で設定したものをちょっと小さい範囲でさらに置き換え直したというように公開されたら、そういう理解でよろしかったでしょうか。
0:55:14	本体ウシジマでございます。今モリヤ市長がおっしゃっていただいた通り出会い細分化して細かく見ていただいているということでございます。その通りでございます。
0:55:27	モリヤでございます。そうしましたらちょっと今のせえっと、資料3のほうの書きぶりだとする。そこは少しetエリア2に関わるものなのかどうかちょっとわかりにくかったものですから、その辺ちょっと少し書き方は工夫していただくことができますでしょうか。
0:55:53	当たり6クマクラでございます。モリヤ市長様の1点ちょっと御教示いただきたいんですけども、ちょっと具体的に資料のですね、そこら辺がその読み取りづらいとか勘違いをしてしまうような記載になっているかっていうところと御教示いただきたいんですけども、
0:56:12	よろしいでしょうか。
0:56:13	今の書きぶりだとむき出しで時重要な機器設備が使われているので、て一単語を使われているので、そうすると
0:56:25	エリアの中のものについてさしているのかエリアの外についてさしているのかわかりにくかったものですから、今の芝さんの防止、
0:56:33	ご説明からすると、Aとエリアの中ではなくてエリアの外の機器についてさしているということですのでそれがわかるような期待をしていただければということでございます。
0:57:01	パセリカクマクラでございます。少々お時間いただいてもよろしいでしょうか。
0:57:13	お時間ありがとうございます。モリヤ市長様がおっしゃっていただいているのは、右肩資料3のですね、下にページの表1に記載でございます。エリア分類A及びBの整理した。
0:57:30	表がございしますが、そちらのエリア分類Bのほうですね火災感知器の要件として設計の目的のところ、こちらにエリアがエリア外にある火災防護上重要な機器等の機能喪失を防止というふうに明記しているつもりで
0:57:49	ございましたが、こちらについてが読み取りづらいと、そういった主旨でございませうでしょうか。
0:57:56	形モリヤです。今の御説明でちょっと見るところがわかりましたので。私のほうはわかりましたが、
0:58:08	どうこれで大丈夫ですかね、事務局の方。
0:58:17	規制庁のイワノです。ちょっとさっきのところですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:24	ちょっと何かモリヤ室長の確認されているところはちょっとあるかもしれないんですけど、先ほどえっとですね、モリヤの方からですね、
0:58:38	説明した内容等旧関西電力で考えておられる実行ことは同じですっていうふうな先ほど回答があって、関西電力とそのモリヤが説明したのは余計な同じなので、ちょっとそれについてちょっと追加で確認していきたいんですけども水素の
0:58:58	前まで区画で考えていたものをエリアにこう置き換えて置き換えますっていうモリヤの説明がですと同じということであれば、そのエリア内にある機器っていうのは、
0:59:12	等の影響っていうのはエリア内にある機器っていうのの機能は喪失したと思って考えると、エリアの中にいる来から放射性物質が漏えいしたりするっていうことが考えられるんですけども、
0:59:29	放射性物質の漏えいについては、何かどういうふうな対策をとる方針なのか説明していただけますでしょうか。
0:59:42	どう関西電力ウシジマでございます。すいません今の御質問はですねちょっと審査基準の考え方にもちょっとそこまでの要求事項はない話になっているかと思っております、放射性物質の貯蔵閉じ込め機能のあるところについて、
1:00:00	で感知なり消火なりということを考慮してということもございますけれども、今例えばそこに火災があったとして、放射性物質がそこから系外なり放出するっていうことへの対策。
1:00:17	そのようなご質問聞きましたので、それは今対応する火災防護審査基準の要求事項とちょっと違うところにお話が1以下ないですかということが気になります。
1:00:32	規制庁のイワノです。火災防護審査基準の先ほどの火災の影響を限定してっていうところの話に戻んですけど、と火災防護審査基準のその意味するところは区画内の区画内で納めればいいですよ、区画内では、
1:00:48	のにある機器っていうのは機能が喪失したとしても構いませんよっていう考えのもとをこの区画内で営業限定すればいいですよってそういう話。そういう前提を覚えた置いた上での
1:01:05	考え方で先ほどそのモリヤが言っていたのは、今、区画の火災防護審査基準では区画の話をしているけれども、
1:01:14	今回はちっちゃくエリアに区分した。
1:01:17	そのエリアにすけ当てはめて、そのエリアで先ほど言った機能が何かエリア内にある機器については機能が喪失したとしてもよくなって、エリア外にAとエリア内で° 火災の影響を限定できればいいですよっていうふうな

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:36	考え方ですよねっていうふうにモリヤはさっき聞いていたとっていて、それと同じですよっていうことであれば、そのエリア内にある機器についても機能が喪失したとみナーズような争点になると思うんですね。そうすると高放射性物質が
1:01:54	入っているような機器の機能が喪失したとなると、その放射性物質が漏えいするっていうことも考えられるので、それについての対策っていうのは
1:02:05	検討する必要があるとっていてその中で今聞いているっていうことなんですけれども、当関西電力の方の受けとめをちょっと教えていただけますでしょうか。
1:02:17	浅い電力ウシジマでございます。まずこの審査基準に書かれていることの私どもの理解でございますけれども、安全停止機能を有する機器は放射性物質閉じ込め機能を有する機器に対する
1:02:32	火災の影響を限定し、早期の火災感知、消火を行えることという意味は提供限定するために早期の火災検知と消火を行うことによって、影響を限定するんだと。
1:02:47	そういう意図であります。今おっしゃられたようにですね、提供限定しつつもその議論の中にあるものは、機能が死んでしまうという前提に立つところまで進んで進んだといえますか、そこまでを前提として置いたものではなくて、
1:03:05	そこにある機器内悪影響があって今日限定するために、火災の早期感知と消火を行うような設計上の考慮を払いましょと、そういったことであると思っておりますので、
1:03:20	その上で、今回ネットマ放射性物質の閉じ込め機能といったところを見たときに細かい入谷で割った時にですね、その補正のエリアの中に内以外、機能喪失することがあるないというところがBのカテゴリーのところで見えており、
1:03:40	まして、人港口からもし火災があったとしても、その隣の部屋に影響を及ぼすことがないように恐慌感知して消火対応がとれるようにすると。
1:03:56	いうことでございます。
1:04:00	今の余計事項に対する理解はそこでございます。
1:04:12	規制庁鈴木です。
1:04:15	火災防護審査基準に沿ってすべてやられている分には別に特段我々問うつもりはありません。
1:04:23	今 5690 のところについては、
1:04:28	同等の保安水準っていうものを達成するように関西電力として、
1:04:34	工夫しますというふうにされていますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:37	これについては火災防護審査基準の字づらにとっちはいいでしょうってことじゃなくて、火災防護って何のためにやるのかってことをちゃんと考えていただきたいんです。
1:04:47	火災防護っていうのは、1 古くから言えばづけるの火災事故
1:04:53	これを
1:04:54	起こさないようにするためっていうところがあるわけですね。
1:04:58	事故ってそもそも定義として何だった。
1:05:01	有価っていうと放射性物質を施設の外に出さない。
1:05:06	一般公衆の放射線被ばくの影響を
1:05:10	出さないようにする。
1:05:12	これが出てしまったら事故なんですよ。
1:05:15	ですから事故を防ぐっていうことが、原子炉の安全性を
1:05:20	保つことですので、放射性物を貯蔵している。
1:05:24	設備が壊れたっていいじゃないですかってことはあり得ないんですね。
1:05:29	そのために、原子炉施設には、
1:05:33	放射線管理区域というものがあって、
1:05:36	そこから漏えいさせない放射性物質を漏えいさせないように、或いは大量に出ていかないようにするっていう
1:05:44	考え方があるわけですから、そういったことを考えて、
1:05:49	今伊ワノが言ったような
1:05:52	火災が発生したエリアの中で、
1:05:55	貯蔵している容器がありましたそれが、
1:05:59	火災が起きたことによって壊れましたって言ったとしたら、
1:06:03	閉じ込め機能、
1:06:04	そちらのほうで閉じ込めるから
1:06:07	放射性物質の放出を防ぐことができますもしくは
1:06:11	かなり少量でおさめることができます。
1:06:14	これをもって事故じゃないですと、いうふうに言わないといけないと思うんですけども、関西電力としてはその辺は、
1:06:21	同等の保安水準というのはどういうふうに考えられているんでしょうか。
1:06:27	本再現テーマでございます。今鈴木様がおっしゃっているというか、先ほどの安全機能にに関連して、今おっしゃってることは一貫しているなということをまずは理解をいたしました。その上で、今、取り組んでおられるのは、
1:06:44	火災防護審査基準の要求事項にそれない箇所が出てきたので、今私どもは感知という点にとって出して感知器のつけ方をですね、いかに工夫する点につ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	いてもついてですね、適切であるかということをお確認いただこうとしております。
1:07:02	今コメントされました。火元から出てました点はですね、それと換気とか消火とかいうことはもう
1:07:14	教育としてですね、火災があったときに、それで放射性物質の閉じ込め機能が失われてそうだとでも対応はどうなっているのかということ。
1:07:25	のお話に進展しているというふうに私共には、そのように理解をしますので、 今換気の
1:07:37	機能についてですね、当方法論として、ポンプ場の確保を確保することの確認のところから少し土地が整備のところに行かれているのではないかとするのは、
1:07:55	気もいたしますが、すみません、ちょっと言葉は聞いたら恐縮なんですが、議論として、すみません、うまく今感じたものを申し上げました。
1:08:06	規制庁スズキです。
1:08:08	多分そのところが、新規制のときに、あまりはエッセンスとして入ってなくてですね。ただ、
1:08:15	火災防護審査基準ではそのエッセンスがすでに入っていてですね、
1:08:20	火災防護審査基準の基本事項として、二つ目の放射性物質の貯蔵または閉じ込め機能を有する静水が設置されている火災区域ここところを対策をなさいと言って、放射性物質の貯蔵または閉じ込めて、
1:08:38	言っているところがエッセンスだと思っていて、
1:08:43	貯蔵が壊れても閉じ込めが生きている。
1:08:47	閉じ込めが壊れても、貯蔵が生きている今度地下が成立すれば、先ほど言ったように放射性物質の
1:08:55	工数はないはずなんですよね。
1:08:58	一方ですね、新規制のときに、
1:09:02	防護の対象とする機器として、
1:09:06	閉じ込め機能をこれ実際歴史ないわけですよ。
1:09:10	そうすると、貯蔵 1 本で頑張ってますってということだと私は、
1:09:14	認識していたんですけども、
1:09:17	その辺が多分、
1:09:19	今、関西電力さんの説明からは多分考え方が抜け落ちてるんじゃないかなって感じがするんですが、いかがでしょうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:32	兵庫反省ウシジマでございます。抜け落ちてるとお見受けされたことをちょっとすいませんっておき、ちょっと基本事項に書いてございます放射性物質の貯蔵というまたは閉じ込め機能を有する
1:09:48	構築物ということで清掃ですね、先ほど来申し上げてましたように、放射性物質の気体液体固体廃棄物の処理並びに貯蔵機能というものを抽出した上で区域を設定して、
1:10:04	それを許可のまとめ資料並びに後任の説明書にもですね、リスクとして計上しているところがございますのでそちらを対象に区域を設定して、今、
1:10:19	ここで議論させていただいておりますのは、その区域というところを切った上で、その区域には、網羅的に感知器をつけるということが今前提になってる中で、
1:10:35	その中を細分化して細かくやっていた時の細かい小部屋単位のエリアというところで、
1:10:43	そこで、感知器の付け方をどうするかというところについての御説明をしているわけでございます。ですので、スズキ様がおっしゃるようになりますね、何かを私どもがとかさ最後の基準の
1:11:00	放射性物質の閉じ込め機能ですね、軽視した格好で何か火災防護対策ですね、その部分について抜け落ちてる不備があるというような来られ方をするものではないんじゃないかというふうに思うのですが、
1:11:18	この点いかがでしょうか。規制庁スズキです新規性において抜け落ちてるわけがないので、
1:11:24	そこについて私なりに基づいてないです。
1:11:27	他社へ防護審査基準によらない 5690 の同等の保安水準としてそこはどう見るかって事を解いてるだけです。
1:11:39	すみません。
1:11:42	規制庁スズキですね、新規制の審査において、そこが抜け落ちているとは思ってなくて、
1:11:49	閉じ込め機能守らなくても、貯蔵機能守りますって言っているところで、
1:11:57	安全性を担保してるのであれば全然それは問題ないです。
1:12:02	火災防護審査基準によらないとしている 5690 のエリアについて、
1:12:08	今のところはどうか考えますかっていうところを聞いているだけであって、それについては、放射性物質が漏えいしても何も気にはしませんっていうことなんですかって事を聞いているんです。
1:12:32	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:57	はい。関西ウシジマでございます。先ほど御指摘いただいた点ですね、今回審査基準とは異なる観点から、保安水準を設定して対応しているということで、そこについて、5699 というところについても、
1:13:14	いただいているとそのときに、例えば等でやっぱりセキ制御系統である主要済み燃料ピットの脱塩塔のところといったところの設置してあるエリアですね、ここで火災があったからといって、その等放射性物質の
1:13:33	閉じ込め機能が喪失するか否かというところに今ちょっと問題点をですねご指摘いただいているんですけども、その前のお話になるのですが、こういったその放射性物質の系統ですね、構成するものについてはそういった
1:13:49	閉じ込め機能というものを満足するためにバウンダリというものが形成されていて、
1:13:56	その放射性物質の場合、緑がありつつですね火災の観点から見ても、発生防止というところですね。ええと金属製の配管であるとかタンクとか、そういったもので構成されているということで、こういて、
1:14:12	そう。そういったことで、放射性物質の漏えい等がないように設計上考慮されたものについてですね今回その換気機能の差のつけ方として、あるつける位置をですね工夫して同等に感知ができるように対応しよう。
1:14:29	しているというものでございます。それ先ほど来おっしゃられたように3 機器をですね、何かから関知しないと法定規定、／放射性物質のバウンダリがですね、何か脅かされて、
1:14:46	それでは放射性物質がどっかに系外放出するから、閉じ込めないといけない対策を以下があったかとそのような前提に立っているものではございませんので、そこはしっかりと前提として確保された設計の上ですね。
1:15:02	今回の感知器の設計について排気上の考慮をご確認いただいていると思うの報告でございます。はい規制庁鈴木です。今の話をやっぱり聞きたかったんですよ。で、バウンダリって言われた系統のバウンダリだと理解してますけれども、
1:15:20	そうそういうことを
1:15:23	達成しようとしているということであれば、
1:15:28	火災が発生したエリア内の系統機器、
1:15:33	もう
1:15:34	火災からの影響を受けない要するに機能喪失しないように、
1:15:38	できているんだってところを確認する必要がやっぱり
1:15:44	何かしらあるんだろうなと。いやそれ金属だから問題ありませんっていうだけで説明し切るそれ自明ですっていうことなのかどうかも含めてですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:15:54	確認をしたっていうことを、先ほど伊ワノが言って、
1:15:58	そういったことは今までやったことがないからどうやって確認していけばいいかっていうのは、改めて考えないといけないですねっていうふうに、そういったつもりだったんですけど、そういう理解でよろしいですか。
1:16:20	感性をウシジマでございます。今鈴木様がおっしゃっていただいた点ですね、前段の設計として放射性物質の閉じ込め機能のバウンダリ形成なりがされていることを設計上の考慮があること前提で火災の感知について、
1:16:36	今見ているということをご理解いただいと、そういった点につきましては、こちらの主蒸気でした。その上で、すみません、ちょっといいですか、規制庁水溶液ですけど、今のバウンダリの定義をちょっとはっきりしておきたいんですけど。
1:16:50	システムのバウンダリなのか、閉じ込めのバウンダリなのか、どちらのこと言われてました。
1:17:02	すみませんシステムのバウンダリなのか、閉じ込めのバウンダリなのかということは、別途、今、例えば化学体積制御システムの設備の脱塩塔ということでいけばシステムとして、
1:17:17	バウンダリが構成されていて、それが放射性物質の閉じ込め機能の有しているというふうに理解をしてございますけども、スズキでちょっとそこはやっぱり誤解を生むところで、システムとしてのバウンダリあくまでも
1:17:32	貯蔵機能があるかどうか確認してもらいますけど貯蔵としてのバウンダリであって、閉じ込め機能のバウンダリではないと思うんですけど。
1:17:43	そういう使い分けをしていただいていいですか。
1:17:48	関西電力ウシジマでございます。スズキ様の今おっしゃっている点はですね。
1:17:54	例えばその弁とか、そういったことも含めて系統からですね、系外に可能について設計上いたして放射性物質を排出するとか、そういった系統間移送するようなこともございますので、そういったところもきちんと踏まえて、言葉遣いなり、
1:18:12	定義はきちんとしたほうがいい。いいですということをご指摘いただいとということでしょうか。はい規制庁鈴木です。それとですね、一般的に、
1:18:22	閉じ込め機能っていうものに対しては施設の中に放射性物質が漏れちゃったけれども、
1:18:30	放射線管理区域だとか、或いは、
1:18:34	支部のなかったらCVそのものが閉じ込め機能のバウンダリになりますけれども、これ例えば隔離弁を閉めるだとかそういうことによって閉じ込め機能を達成するっていう言い方をしたいと思いますけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:46	そういうものを今ねらって閉じ込め機能のバウンダリーというふうに言ったわけじゃないですね。
1:18:57	はい、5 閉じ込め機能のバウンダリというところについて、先ほど系統上のことで申し上げておりました。ただ今、
1:19:08	スズキ様がおっしゃったのは、最終的な公衆への被ばくを守るディフェンスラインとして見たときには、建屋の壁であったり、排気塔から放出する訳のところできちんと放射性物質を除去する設備であったり、
1:19:26	そういう設備の設計での考慮がございまして、それをまた別途この設計上の考慮があるとは理解してございます。はい、規制庁進んでつとになっていくんですね。ですから系統から出さないっていうことを、先ほど関西電力さんとしては言われたっていうことですね。
1:19:45	はい。
1:19:47	はい。この資料3の中でですねえと機能にケア火災により機能喪失する恐れのないということを、備考のところでないとしておりましたのは、そういったことを意図してございました規制庁スズキそこやと共通認識合っておりますので、
1:20:06	ここからまた話を進めたいと思います。
1:20:15	系統。
1:20:16	系統がどうやって、それを
1:20:19	出さないようにするかというところを改めて説明をお願いします。
1:20:28	規制庁のイワノです。それではですね、今ちょっと改めて共通認識が得られた放射性物質を系統の外に出さないと火事が起きた火災が起きたとしても出ない。
1:20:46	系統の外に漏れないっていうところについて、今の資料では
1:20:53	本当に系統の火砕火災が起きたときにそのほんとに系統が出ないかっていうところについて説明されし尽くされていないと思いますので、ちょっと資料を充実化して充実させていっていただいて、
1:21:09	ちょっとその点を詳しく次回御説明していただきたいと思っています。関西電力の方は今の認識とかがいかがでしょうか。
1:21:21	何かあれば温度、
1:21:23	はい。
1:21:32	関西電カクマクラ店初層時間いただけないでしょうか。
1:21:38	規制庁のイワノです。承知しました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:45	お待たせいたしました恐縮です。今回資料3を用いてですね、着方は10分の方水準という定義をさせていただいてる中でまた閉じ込め機能のところ、ここにこの議論になっていると理解しておりますけれども、
1:22:02	笠名影響を限定しという言葉と、早期感知というところはここだと思っておりますので、5とか6とか9とかいう部屋を考えた場合に、私どもはその感知器の設置をですね。
1:22:18	拡大兆候を監視するという観点で、この部屋の中にあるものはですね、影響による影響で機能喪失することはないという前提でもですね、ラック設置するという設計の説明をさせていただきます。
1:22:35	責任を本日のその安全機能の御質問からですね、結構放射性物質のバウンダリの機能というところに着目してバウンダリーがですね、火災によって脅かされる。
1:22:52	機能喪失するひいては最終的にはバウンダリ喪失の動きには環境への放射性物質のやっぱり影響というものが懸念される。それに対する対策をどうかというところに話が進展しているかと。
1:23:10	と受けとめておりまして、今私ども提示しているですね、中身というのは、まずシステムはシステムのバウンダリがあって、耐震とかいろんなことも含めたとか設計上の考慮があって、
1:23:27	そこに火災というものを頭に置いたとしても、発生防止というものが考慮されていて、加えて今回議論になってる感じしているところで、感知器を設置することは異なる感知器で早期感知しようとしていて、
1:23:43	ただ線量が高いがゆえに、その関係方法はダクトのところに設置することで、家早期感知ができるようにしようとしているでしょう。そういうことでありますので、決して江崎様イワノ様からご懸念ご指摘いただいているようなですね。
1:24:02	ほぼ工認火災になってしまって、例えばそのバウンダリが脅かされて、それ以外に放出されてしまうかもしれないというようなことですね、薄層を念頭に置いたという設計ではございませんので、あくまでその
1:24:19	火災を早期に感知できるように、海丘報告して対応をとっているというものでございます。
1:24:27	別のちょっと今、先ほど灯油のコメントいただいたですね、バウンダリーというものを考慮してその定義で読み時のところですね、資料に反映と、
1:24:42	ということでコメントをいただいたのですが、
1:24:46	私どもが今御説明しているその細かいエリア単位の設計上の工夫の説明とですね、いただいたコメントっていうのがちょっとどのように反映したものかといったところ、正直等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:03	戸惑っているというのはあるのが正直なところでございます。
1:25:07	5 コメント目イメージされてるところおっしゃられているところは伝わってくるのですが、今ここで定義してるところはですねそのような火災を放置された状態で進展してバウンダリが脅かされ定義系外放出するとか、
1:25:24	そういった議論を私たちは景気しているものではございませんで、しっかりとした火災防護対策に資するように講じているつもりでございます。その点がもしずれておりますと、
1:25:40	かみ合わないということもよろしくないと思いましたので、今思うと思ったところ素直な人申し上げました。
1:25:48	次ません。ご指摘だっただけがご指導いただければと思います。
1:25:57	規制庁の伊ワノです。説明はとりあえず承知しましたので少々お待ちください。
1:26:10	規制庁鈴木です。関西電力の主張は理解しましたので、そう主張してください。我々審査会合でそこについて確認させていただきます。以上です。
1:26:26	関西電力大島でございます。今シーズンのおっしゃられたことからいきますと、例えば放射性物質のバウンダリな計器とか先ほどおっしゃられた点がですね、別途議論は十分か否かはともかく、審査会合の場で
1:26:44	それぞれの意見を議論されるということの
1:26:48	を意味するのでしょうか、規制庁の鈴木です。その通りです。
1:27:53	。
1:27:55	すみません、規制庁の伊ワノです。接近調査官モスクワへすみませんセキ調査官へと、今、今の議論で何かございますでしょうか。
1:28:14	宗教目的です。
1:28:17	ちょっと
1:28:19	いろんな
1:28:22	しなきゃいけないのかなあと思うんですが
1:28:26	そうねはもう
1:28:28	ちょっとお話いただいてテーマうまいところなってきたのかなと思ったんですけど、もうちょっと私なりの教務整理をさせていただきたいんですけど、まず関西電力がおっしゃってることを総合
1:28:46	それと、
1:28:48	十分な保安水準に書かれている内容は、
1:28:55	基本的に火災審査基準を、にも、1-1。
1:29:02	2 ファイルでいいの。
1:29:05	ごめんなさい。ごめんなさい未発生防止や日報Ⅱ2のところも、
1:29:11	感知消火のところ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:15	もうセキにポツに、
1:29:19	報告第 1 のところの換地の中でもさらに感知のところに、
1:29:27	限定をして審査基準によらない置き方をして、
1:29:34	しますよっていうふうにおっしゃられてるんだと思うんですねで私どもは多分 そういう認識だろうなと思ってずっと話をしている、それ裏を返すと逆にポンプ 1 の発生防止であるとか、
1:29:50	2 ポツさんの影響軽減という考え方は基本的には審査基準にそういうますよっ ていうことをまずおっしゃられていると私は理解しました。そこから幾つ等、そう いうふうに定義をする。
1:30:06	来方というのは、まだ取りつけるいろいろ若干技術的には
1:30:13	導入の感知器に比べれば夫はなるんだらうけれども、
1:30:20	こういうような置き方をしても、その間地域ところの
1:30:25	範囲内でおさめていて補訂ほかのところの考え方の影響与えませんよって いうのを説明していこうとされているっていう理解
1:30:37	私は理解をしましたが、ここまで
1:30:40	幾つかで、
1:30:44	はい。関西ウシジマでございます。ただいまセキ様がおっしゃられたPoint私ど もの意図するところでございます。その通りでございます。
1:30:55	はい。それであれば、もっとやっぱその前提がまず紙にちゃんと書かれてるの かなというのが若干
1:31:07	私としては書かれてないんじゃないかという、
1:31:11	認識なの。そこをちょっとちゃんとが定義をして欲しいなと考えてますので今日 ちょっとその資料 2-3 でずっと説明をしますけど。
1:31:23	委託してごめんなさいね審議
1:31:27	うん。
1:31:35	これは審査会合様からいくと、ちゃんとパウポに押されるということでもいいん ですかね。
1:31:45	はい、スーパーセルウシジマでございます。今の資料の体裁としては、技術基 準に関する事項の確認用に肥料さんという訂正してございますが、審査会合 ようにはですね、パワーポイントに設定すを吸い上げてというふうにご 考えてございます。
1:32:01	はい、わかりました。隻数わかりました。
1:32:05	そう思えて、
1:32:17	次に、十分な保安水準として関西電力、
1:32:26	は

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:29	この審査基準の言葉を持ってきて、
1:32:32	原子炉の安全機能を有する均等或いは放射性物質の東京貯蔵または閉じ込め機能を有する機器等に対する火災の影響を限定するというふうに書いてあるんで。
1:32:49	もうここは、
1:32:51	目指してるのは何なんですかっていうのはもう身分の復活をどこまでするのかは別だけど、この言葉を定義した以上は何らかしら出さないといけないと思ってて、それを
1:33:06	フォロー多分どこまで示せるのかというところに、
1:33:11	岩砕便力が大分どこまでやらなきゃいけないのかっていうところで、
1:33:21	御苦労多分懸念を示されてるんだろうなと思うんですけども、
1:33:27	やっぱりこう書いた以上は、
1:33:29	何らかしらこどうこう言うふうにするんだっていう話はしていただいた上で、それに
1:33:39	だからここはあくまでもその番地探知の話なんでそれに資するような形感知器、
1:33:45	が置かれてますって説明をするということなんじゃないかと私は理解をするんですけども、そこからの指定をされている期限を示されているっていうところも始まりになるかね、そこを確認させてください。
1:34:03	関西の引間でございます。今セキ様がおっしゃった私どもが十分の本水準として、2ポツ2ポツ1のですね、感知消火のところの条文を読み込んで定義していると。しかしながらその定義する言葉ないんです。ところでですね。
1:34:20	そこをもう少し丁寧に表現はしないと、今ひし形ですね、議論させていただいたようなところが生まれているというふうには理解承知をしておりますので、今、セキ様って求めておられたように、
1:34:37	そなにがしかの定義をした上で、設計として換気についてですね、着目してその方法論として、早期感知ができるような対応取っているという。所に向かってですね。
1:34:53	CC資料まとめているという意図は、そういったことでございます。
1:35:02	規制庁の木です。なんでも中継ではまず関西電力のこっからしても市長が違うのがあるはずなんでそこはちょっと蛋白明らかにしてもらいたいなっていうのが事実確認の中で言うべき話。
1:35:18	かなと私も考えてますのでそこちょっとしっかり書いて市町は市町でちゃんとしてもらいたいなというふうに考えますと、それと、やっぱり

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:34	設計は話をしてるんでセキに対してやっぱり何も確認をしてかないといけないよねっていうのを、
1:35:41	私たちとしては、
1:35:47	考えているんですよね。その時に後ろのほうでいろいろご説明されてるのはわかっているんですけども、こういうふうに落としてたときに本当にその話を議論しなきゃいけないのかなっていうのを、
1:36:02	絞り込みたいなというふうに私たちは考えていてそれですと
1:36:08	話をちょっとしてきたつもりなんですよね、そこのところは何となくわかった。
1:36:16	何でしょうね大丈夫ですっていう保証されたすごくよくわかるんですけどもやっぱり設計から取ってたときになっていないものなのをちゃんと
1:36:26	説明し切らなきゃいけないのかなっていうのを確定させたいと思っていてそこにちょっと
1:36:33	違いが、
1:36:35	いずれちよ設どうしても確認したい私たちと、大分適合してるんですって主張されたい事業者の関西電力との間でどうしてもちよとそこはどうしても仕事をやる立場の違いなので、
1:36:55	潜在的にちょっと乖離が起きてしまうところ。
1:36:59	だと私は考えています。ベイズ少しやっぱりちよと何も整備しなきゃいけないのかなっていうのを少しちよと整理をしたいというところで、頭に置いていただいて、
1:37:10	何も整理しなきゃいけないのかっていうのをちよと整理をしていただきたいというところをちよとわかったのご理解いただいて資料を整理していただきたいなと私としては変わらないと多分この部分についてちよと云ってる意味わからなかったらわからないとちよと聞きいただけますか。
1:38:01	これ関西ウシジマでございます。今セキ様からおっしゃっていただいた点ですね、私どもも受けとめ認識に変わりがないようにということで、今おっしゃっていただいているところで理解してございますので、今回やはりですね、私の方がですね、基準通りに設置できないということをもって十分な本請求ということで設定。
1:38:21	でございますので、十分な保安水準として設定する時に引用しました火災の影響を限定しという、早期の火災感知というのはちよとこの後になる出て参りますけれども、火災の影響を限定しというところはどいったことを影響を来綱領。
1:38:39	限定しようと考えているのかということについて、言葉足らずではないかと言ったコメントかと理解いたしましたので、その点ですね、生協の限定というこ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	ろについてですね、先ほどまでスズキ様、イワノ様からもですね、ご質問ご意見 5 コメントいただいたの。
1:38:59	そこに繋がるものと理解しておりますので、どこまでが私どもの考える影響の限定ということでやっているのかというところをもう少しこの中でかみ砕いて説明ができるようにしないといけないかなと、そのように理解をいたしました。
1:39:15	あと加えてですね、この都市私ども審査を受ける側として審査の設備出口を何とかで出て出口にたどり着くためにはですね、住民の方に水準の確保というのは何をもって、
1:39:32	確保できているかということですね、達成水準ではないんですけれども、何止まりの確認でもって良しとみなせるのかということについてですね、今記載しているところは、
1:39:47	例えば課税空気の流れ雰囲気ええまあ燃えるものがあるない、そういったことを時ちりばめた形で技術的評価ということで、左変えておりますけれども、
1:40:00	やはりポイントをですね、明確にして議論ができるようにということを、いや本社というのかなと。そのように理解をいたしました。
1:40:13	ただ、ちょっと硫和訳しお答えしていくのが難しいというところが正直なところがございまして、今私がちょっと受けとめで申し上げたような点ですね。いや、やはりちょっと江府ここはポイントだということをおっしゃられる点事実確認してる商社てんねん。
1:40:33	例えば、ご指摘いただければ幸いです。
1:40:38	規制庁のセキノあやしいで考えが大変だった細田おっしゃる通りでしょう。
1:40:45	同感だと思います。今の
1:40:47	LOCAだと思いますけど、規制の立場でここまで
1:40:56	先ほど真面目に火災の影響面停止っていうことに関しては先ほど、
1:41:05	ITはもう他から申し上げてる通り私たちの考えっていうのは、もう基準業務解釈は先ほど申したというものでそこを
1:41:16	関西電力が
1:41:21	市長されていることが少し
1:41:24	所ね
1:41:26	区域区画の話と、
1:41:29	今のシートずれてるのかなっていうのはやっぱりちょっと私も感じてしまうところはあるっていうのはちょっと
1:41:37	申し上げます。
1:41:39	それ等、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



1:41:41	等はですね、そこからいくつかの区域でBに分けるとかですね総務変に行く と、なかなか特許気色がいろいろ出てくるものなので、
1:41:53	ちょっと正直私も分ける意味がどこにあるのかなっていうのをちょっと関西電力 の伊藤とか、いまだにちょっとよくわからないっていうのが正直な
1:42:04	すみません、ここは感想ですけれども、感想というところです。
1:42:07	はい。とりあえずこれだけ申し上げておこうかと思えますけど、あと何か今日埋 めておきたいこととかあれば、
1:42:17	お話をいただければと思いますが、
1:42:22	これ一波関西教えまでございます。今ご指摘いただいた2ページの結果のと ころですね、資料3-2ページの表域のピーの分類なんですけれども、これに つきましては、
1:42:38	審査の中盤の辺りからですね、放射性物質が線量の高いところについて非常 に換気気がつけづらいところがあるといったところで考え方の差別化を図る必 要があるということから、こういった定義を私なりにですね。
1:42:55	考えて設定してきたものでございます。ただ、当初はですね、当初は感知器を 設置しないとできないのでないということも含めて考えていた時にはですね。
1:43:10	このAとBということについてはですね、そんなに違い分けということの意味合 いというものは強く思っておったのですけれども、今、本日はAとBの違い訳と いうものはですね、あまり
1:43:25	感知器ということを異なるものに意見ということについては間違いがなく、そ の中の受ける場所の結果他の工夫の仕方を差別化してるだけで楡みを入れ てるに質問すぎなくなっていると。
1:43:42	ということで、あまりここにですね、Reportの話法見といいますかがなくなって、 当初の設定したときの意図からはですね、もう思いとしてはあまりなくなってき てしまっているというのは、私どもも側からすると。
1:44:02	そういったところでございます。いずれにしても、AでもBでも、基準容器にある 感知器を異なるものをしかるべき方向に設置することについては同じで ありまして、
1:44:17	単に従後保安水準を継続議論する対象として、Pのものが出てきているという ところでありまして今セキさんがおっしゃられた例飛び違いを削るので何か そんなに重い意味があるのかなとおっしゃられた点につきまして、
1:44:35	私どもの今までの経緯からの考えてるのは今補足をいたしました。
1:44:44	はい、系統のセキですねわかりました。何てちょっと私前回は申し上げましたけ れども、やっぱり設計の
1:44:53	前回の審査会合で私たちとしてはある程度講師を申し上げてるわけ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:44:59	なんていうなので、やっぱりそこはきちんと設計方針を行って、ちゃんと基準適合のための設計方針をきちんと置いて、それに必要なことは何なのかなっていうのは、再整理して欲しいなと、その中で、
1:45:16	議論する必要があるのは何なのかなっていうのをやっぱりきちんとしたいなっていうところに私としては戻っちゃうんですけども、尽きるんですよね。そこにやっぱり今うちが必要なければ、整理し直すべきでしょうし、
1:45:33	資料の後ろのほうで評価というところでいろいろお書きになられてるのはわかるんですけども、それを結局どういう指標で。
1:45:43	やっぱり成形する医療部。
1:45:46	影響評価を評価するときにはどういう指標で評価するってところがある場合と評価しようがないと思いますので、閉後ろに受け取って書かれているっていうのはお気持ちはそれ分かる後ろにかかれるというよりかは、
1:46:03	保留整理をしていただいて、
1:46:05	したいなと思いますんでこれをなぜちょっともう私申し上げているかという、やはり
1:46:14	審査会合とる取るやらないといけなくてそのときに、
1:46:19	今のような整理を続けていくと、結局はわからないよねってような形でもわかりで終わってしまうんじゃないかというのは私は一番県民が気になるのでちょっと審査会合前という意味で、
1:46:34	しっかり議論できるのは今日が最後だと思いますので、あとはもう、もう1回きちんとした資料作ってもらって最後確認をして審査会合っていうふうに残っていくと思いますので、影響あるけど、やっぱり
1:46:52	その方のうちに今、議論は大体動いて、
1:46:56	東京に来ある程度作っておいて、上から結局自分の言葉からちょっと必要なところをもう1回再整理していただきたいというのがお願いしたいと思います。私からは以上と。
1:47:12	すみません、関西電力の武田と申します。セキさんありがとうございます。私今まで話聞いておりました、例えば何か整理しておりました。で、今回私達がつくりまして、説明させていただきました、まず、資料3のほうですけども、
1:47:32	確保すべき十分な保安水準の定義として、今回まとめてきて、それに基づいて設定の目標であったり、具体的な設計といったところをまとめてきた。
1:47:47	この
1:47:48	ございました。しかしながら、一番最初のスズキ様からもコメントございました通り、最初の十分な保安水準を定義する際に、火災防護審査基準の一番大きな目標、また一番、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:05	頭に戻ってしまうような大きなとき目標をここに挙げたために、内流れていくときに、午後火災感知機能を配置の設計、しかも、その中で、
1:48:20	有放達成の高いエリアを含む場所を含むエリアの設計といったところに入っていくものではございましたけれども、最初の定義のところがちよっと
1:48:34	大きくて、ちよっと500です参りまして、そもそもですけども、火災防護審査基準の整備のこの記載につきましては、火災の発生防止、あと、感知消火上げ協定によって、
1:48:49	議案についての三つの制度の鉱物が含まれている振れ達成しているといったところでございます、今回、これまで議論はさせていただいております。感知器の感じ。
1:49:04	今までの配置の設計生活行為については、これ全体を網羅するといったものではございませんので、まことに今回申し訳ございませんでしたが、この定義のところをしっかりと一度見直した上で、資料として、
1:49:19	しっかりとご理解いただけるようなものに見直したいと考えます。
1:49:29	肺癌の規制庁の的である定義がなければわかっていて、
1:49:37	今短感知消火の本部関係のところ聳例を書いた上で他わか変わらない。
1:49:46	各課でこのところをちよっと変えて書いたところが、これは変えないでそのところに影響はしないということを説明されたのかなと思っているんです。
1:49:58	ですよ。何でやっぱりそこをちよっと立ち位置しっかりとしないと後ろで説明いただいている内容は、仕事に沿ったような形になってないのではないのかっていうのが最後なんだと30秒で言えばそういう言い方になりますので、
1:50:14	そこが理解してもらえれば、私としては結構です。
1:50:20	以上です。
1:50:31	規制庁のイワノですねと、これも今の点の議論、
1:50:35	これでよろしければ、とりあえずこれはこれで終わりにしたいと思います。次の確認事項に移りたいと思います。
1:50:43	えっとですね。
1:50:44	次はですね感知器の封水資料4のほうで
1:50:53	感知器の設置するダクト内の風速の環境下で、その感知器が
1:50:59	ちゃんと機能するかって言うところの説明をしていただいているところについてなんですけれども、監査煙感知器について択隣の風速であれば、その風速に対応するある煙濃度で、
1:51:17	換地できるっていうようなそのメーカーが何か動作を保証しているデータがあるんじゃないかと思って前回モリヤのほうから指摘させていただいてたんですけども、今そういうものが示されていないくて、特に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:32	そういうものは何かないのでしょうか。
1:51:40	はい、関西電力の武田です。今の質問に質問なんですけれども、当沼津のときに煙感知器のほうなんですけれども、防災メーカー等の仕様としましては、
1:51:58	20 から 40cm程度コンマ 4m/sへの砂防試験までを行っていないで、●●(非開示情報)を超えるような企業環境でも試験は実施していないと。
1:52:13	ことですので、また
1:52:16	他府県も含めた条例であったりとか、研究している文献等も調査したんですけれども、誤差等に関わる記載、ここで記載しておりました。5 メーター／セットというところなんですけれども、これに関する記載はあるのですけれども、感知整備の
1:52:33	2 を担保するものは時見つけられていないというのが現状でございます。
1:52:40	で、ここで今回の資料 4 のほうに赤字で地域しましたところをちょっと補足させてもらいますと、この資料では感知器の動作原理、
1:52:54	のところから始まって検定といったところが記載されておりましたので、すいませんこの看板の気体の地域差記載ですけれども、参事の動作原理に基づいた安定性の後稼働防止との記載としてございます。
1:53:11	で、ここでさせていただきたい内容が今回
1:53:19	持ち込み可燃物、そういった火災というのを考えておまして一般的な火災、
1:53:26	特にそう火災を想定した場合ですけれども、火災の進展に伴いまして、
1:53:34	エリアですけども、コンクリートでほぼ閉鎖された一部開口部がございますけれども、計算されたエリアでございまして、煙濃度。
1:53:44	というのは、その中で、
1:53:49	これすいません、ちょっと調べた調査を与えですけれども、90%程度まで県民の濃度が達するものだと考えます。で、ここで煙が風の流れによって、
1:54:05	詐欺だと、のほうに流れ込むということが容易に想定されると考えております。
1:54:17	あと一般的な話ですけれども、時の煙感知器の感知性能のところなんですけれども、解放されたエリアで
1:54:28	高校も定まらないような空気の流れ乱流と言いますけれども、乱流による煙を考えると当然拡散して、その件明瞭度がどんどん薄まっていくというふうには考えるんですけれども、
1:54:42	ダクト内におきましては、径方向に設定等々速度で風が流れるといったことから、乱流というのはほとんどほぼなくて煙濃度は十分に火災感知器のほうで、さっき今回%の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:59	感知性能を持ったものを設置予定ですがけれども、容易にこれで感知可能であるというふうに考えているところがございます。すいません。ここかぶせました異常な煙感知器に関してのちょっと説明をいただきいただきました。
1:55:17	はい。
1:55:19	アサヒモリヤですがけれどもちょっと教えてもらいたいということをお声を特に資料に反映する話じゃないんですけれども本当に教えていただきたいことがあって、同じウエート煙濃度だったときに、風速が上がると関知は早く
1:55:39	口側なるのか、それをどっちになるかわかりますでしょうか。
1:55:56	はい。
1:55:59	ありがとうございます。すいません。今日換気の数値にするけれども、
1:56:07	例えばある事によって、十分な権利濃度があるというふうに今考えておりますので、内場合と比較すると、高早いものかというふうに考えてございます。
1:56:21	わかりました。もう一つ逆で教えて欲しいんですけれども
1:56:26	煙の所等を感知器が弱い風の中に置かれている場合と今回のダクトのようなところを書かれている場合で比較したときに、カンダ同じ時間で感知しようとする。
1:56:45	兼務議員の濃度ははい風速が速いほうが薄い煙で反応するんで、芸風速弱いほうがご意見無理で反応するっていうっていう理解でよかったかどうか教えてください。
1:57:09	今般たい関西電力の武田です。風速によって煙濃度が薄くなる濃くなるといったところの、すみません知見は持ち合わせてございません。あくまでも想定火災によって、
1:57:26	換気ダクト内の煙濃度が十分に下階状態が連続して継続されるといったところを想定しているものでございます。以上です。
1:57:39	今の質問の仕方が悪かったかもしれないんですけれども火災の初期段階では煙が少なく、それが成長するに従って煙が多くなると、
1:57:56	さっきもさっきの御説明で考えるとするダクト内の速度が速いほうが時とかさの初期段階での反応がありそうでいダクト内の風速ゆるい方が
1:58:13	火災のより成長した段階での煙に反応するというようなことになりそうなんですけどそういった理解でよかったかどうかなんですけど。
1:58:39	関西電力の武田でございます。
1:58:44	エリア内に消防法に従った、設置の仕方をしているのであれば、火災の先段階で、当煙換気するというものに比べてダツ踏まえ設定したものは当然その分時間遅れがあると。
1:59:02	いうふうには考えてございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:05	当然その火災の進展に伴いまして、管理できるような当火砕濃度。
1:59:13	すみません。失礼しました。朝によるええと煙の濃度に達することによって、またその時間遅れはございますけれどもダクト内
1:59:24	風速なる学内であっても、管長可能であるというふうに考えているものでございます。
1:59:31	とかさ室モリヤです今の御説明は高さが低いことによって、ダクトの位置が天井からの高さが低いことによって遅れが若干生じるっていうことの御説明ということによかったですか。
1:59:47	はい。現状からあまり関西電力タケダですね、天井面から一部のダクトが低いといったところもございまして、煙の濃度が、感知器へ到達するまでの時間遅れがあるということでご理解いただければと思います。
2:00:06	東亜ありました
2:00:11	はい、わかりました。だから風速の違いによってフーリエって喚起する気無理のモード自体が変わるかもしれないけれども違いは仮にあったとしても現状からの高さのほうの違いのほうが影響する。
2:00:31	やろうということで、ただそれについても感知をしないということはないということで
2:00:39	整理できるということによろしかったですね。
2:00:44	はい。ご認識の通りでございます。
2:00:50	モリヤですわかりましたとき、先ほど5合葬誤動作の関係で塗布5mlになるということを探しやすいっていうのは先ほどご説明の通りは風速が高くなればなるほど、薄い煙、
2:01:05	で反応しかねないのでまずそれが本来来無理でないものに反応してしまう可能性があるという事も理解でよかったですね。
2:01:14	IAでご認識の通りでございまして風速が強くなりますと、空気中の粉じんまじりによる影響であったり水分により影響等があり、
2:01:27	非火災法ですね。誤作動秘密のあるものというふうに考えてございます。
2:01:36	了解しました。はい。そしたらこのメーカーさんのほうもそうそういう附属が上がること上がっていく方向での換地の感度がよくなる方向で働くもので、
2:01:52	あんまり上がり過ぎちゃうと相談を運行を作動するということでの整理ができていうことを理解いたしましたちゃおうちゃんと感知しそうだというふうな理解をいたしました。以上です。
2:02:20	イワノ3スズキつづきましたっていいですか。はい、規制庁のイワノです。すみませんさっき今説明していただいたその風速の関係とかですね、その煙の濃

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	度の関係っていうところをちょっとできる限りのでその資料に落とし込んでいただいてもよろしいでしょうか。関西電力の方、いかがでしょうか。
2:02:43	はい、関西電力の武田です。資料荷物もね、拝承しました。
2:02:51	はい、規制庁の今野です。アジアではすいませんよろしくお願ひいたします。すいませんじゃ次の確認事項に移りたいと思います。えっと次の確認事項はですねあのエリアの 10、10 番のエリアに関するところなんですけれども、
2:03:06	10 番のエリアで
2:03:09	と煙感知器、煙感知を優先するような火災が発生した場合にその煙がループ室にあるDB施設に影響を与えるDBシーズに与える影響に関する想定とか対策ってところのちょっとについてちょっと確認したいんですけども、
2:03:28	10 番のエリアで煙が感知、煙感知を優先するような火災が発生した場合の、その想定とか対策ってのは、シンプル配管室等ループ室ってのは同じ区画なので、ループ室で煙をそういったような煙を感知を
2:03:46	充填するような火災が発生した場合の対策とか想定とかと同じものを考えているという理解でよろしいでしょうか。
2:04:02	はい、関西電カクマクラでございます。ご認識の通りでございます。
2:04:14	規制庁の伊ワノです。説明した同じということですね、それであれば、ちょっとですねループ室で煙感知を優先するような火災が発生した場合に、どういう想定をしていてどういう対応をとるのかって言うのを具体的に説明していただいてもよろしいでしょうか。
2:04:41	今考えるべきへの金利だけで、
2:04:46	いや、
2:04:47	ネットはもうついているので、
2:04:51	1000 ぐらいかかります。
2:04:52	いろいろ
2:04:53	懇戦カウシジマでございます。今あのご質問いただいた点は先ほど来ですね、放射性物質の閉じ込めに関するところとお話のストーリー見解としてはシナリオというものを念頭に置いて、
2:05:09	何が燃えて最終的にどういったところに火災の影響がおよんで、それがどう考えているのかというところの御質問というように受けとめましたので、図書室なところで、その想定されるというふうに見ますか。
2:05:25	今ここはシンプル配管室の中で、もともとこの配管室の中には火災の鉄塔可燃物なるものはほとんどないということの前提の上ですね、仮に火災が何何がしかの制約可燃物があったと。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:05:44	想定したとしても、それが煙をというものの発生をもたらすという前提を置いた場合にですね、ループ数シンプル配管室の中のアナログの熱感知器にはよらずに、
2:06:00	そのほかでも行き先である別のところのせい煙感知器でも感知することで、早期感知に資するといったことを想定したものでございますので、この辺ですね、前回のヒアリングの際にもですね、平成吉沢も、
2:06:17	口頭で申し上げたところにも繋がりますが、べしとシンプル配管室の中で熱的影響を及ぼすような火災があった場合は、まずシンプル配管室の中のアナログでないです感知器でこれでしっかりと早期感知ができますし、
2:06:34	煙というもののだけが滞在出て行くような火災があった場合にはリンク室のほうで、それを早期感知できると。しかしながら、そういった時にですね、別に煙のほうでもって何がしかの悪影響と。
2:06:49	そういったところに委託というふうには考えていないということが前回のやりとりでもシナリオベースというところではあったかと思えます。
2:07:00	すみません、ちょっとご質問影響がまた含めくみ取り不十分であってはいけないので、今ちょっと受けとめたところで、
2:07:09	これ申し上げました。
2:07:13	はい。
2:07:15	規制庁のイワノですねと。
2:07:17	今、そのループ室、シンプル配管室で煙が事務量が管長優先性が火災が起きたときに見まあの一の
2:07:29	その煙っていうのはループ室のほうに流れて行って、ループ室で感知しますと、その同じループ室とシンプル配管室が同じ区画っていうことを考えると、そのループ室の中で煙が発生した場合に、
2:07:45	例えばそのループ室の中でですね、そのDB設備があるんであればそのDB設備は影響を受けるような想定をするのか、それとも、いや影響は受けなくてすよ、防護しますよという想定をしているのか、またその
2:08:00	シンプル配管ストア等、
2:08:03	ループ室がある区画の外に
2:08:07	影響与えないように、
2:08:11	対策をとっているとしてそれは何かどういう対策なのかっていうところが私は聞きたかったんですけども、
2:08:21	何かちょっと私の聞きたいことがあんまり伝わってないっていう感じですかねちょっと今を理解していただいているかどうかちょっとコメントをいただいてもよろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:08:36	温泉ウシジマでございます。先ほどの放射性物質の閉じ込めのところの火災があったとした場合にそれがどれほど影響体系、先ほどの場合であれば、バウンダリーが脅かされて、それが機能を失っつけそれに対する防護対策はいかがかということと同じ
2:08:56	シナリオのイメージでご質問されてるというふうには今は交流ですね、規制庁のイワノです今回は放射性物質とかはないと認識してますけどその機器を防護するとかっていう点では同じですね。
2:09:11	なので、すみません理解で説明していただいてもよろしいでしょうか。
2:09:17	ですので、すみません換算ウシジマでございますが、火災防護上の観点からいきますと先ほどの整理になりましたように、発生防止と感知消火と影響経験というものがある中で発生防止というものをまずまずきちんと講じられているというのが前提にありまして、
2:09:36	で換気というところを考えるにあたっては、この部屋の中から、例えば深部の配管室に火災があったとして、それ今あるループ室のほうに置いて設置している煙感知器で感知すると。
2:09:52	いうことで
2:09:55	感知ができるというふうに考えているというところでございますので、今、今の玉置お尋ねになっている点は力にその流下室内のところには、安全停止に関わる機器などもあったとした場合に、
2:10:11	その煙が津浪か機能を脅かすようなことがあるのではないかと。それについて対策がどうかということを通られているという。
2:10:23	いう
2:10:23	その理解でいいよろしいのでしょうか。規制庁のイワノですとその認識でお願いしますでも水素の今さっきループ室で起きた煙感知という先生が火災が起きた場合と同じ想定とか対策ですよっていうふうには
2:10:41	説明していただいたので、ループ室でもおんなじようループ室で起きた場合と、どんな感じなんですかというのを続けてお聞きしてるっていうふうなものです。
2:10:55	やはりループ数でもっとより想定している火災防護対策としてはループ室の中においても発生防止を考慮してございます。やっぱり訴え等、ループ室内にある例えば配管であるとかいろんな容器の当然寄付の規制のもの。
2:11:15	冷静なものを使っているということで考慮していて、これは今回感知の仕方を変えるかといってるか相違があるものではございません。偏りがあったとした場合にも感知するという点について、今回感じの

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:11:32	期待する場所っていうんですかね。シンプル配管室で起きた火災を行き先であるループ室の方で感知するというをお伝えしているわけですが、ループ室で換気起きた火災をループ室で完結すると。
2:11:50	ということと、本質的に書くことになるものではございません。
2:11:54	なので、感知という観点で見たときに、ループ室内で従前からやってることと、今回、シンプル配管室から流れてくる過程に持ってきた煙を感知することにおいてはですね、何かシナリオが変わったかという、そういったものではありません、防護対策も変わったかという、
2:12:14	言えば、そういったものではございません。
2:12:19	はい。
2:12:21	規制庁のイワノです。変わってないっていうのは承知しました、実はその具体的に防護対策っていうのはどういうものかというのを説明していただいてもよろしいでしょうか。
2:12:34	すみません僕火災防護対策という点におきましては三本柱の不正防止という点においては先ほど申し上げたオフ粘性難燃性材料の資料ですね、そういったところが従前から考慮されている事項でございまして、
2:12:52	そこは感知の方式を変えるかという意見コールも業務ってございましてで感知という短期という点においては、今回ですね、シンプル配管室の火災ループ数のところでも関係することをあわせて期待するようになりましたけれども、本編以外においては、
2:13:11	今期定点においても変わりはございませんでしょうかという観点につきましては、核の容器をスペシャルといいますか、格納容器の中にですね、固定式の消火装置を個別に廃棄するということはしてございまして、これを10年から
2:13:30	火災があった場合には、手動消火ないしは最終的に消せない距離は充満し締結ないという場合においては、格納容器スプレーによって消火対応とすることが対応として講じられているというところでございます。
2:13:51	そういったことは、充填からの対策で変わりはないということでございます。
2:13:59	あと、影響の軽減ということに関しては、ごく一部のケーブルトレイのところでは戦争の影響が軽減対策というものが当行工事確認されておりますけれども、そこにおいても何ら変わるものではございません。
2:14:16	今回の火災というものでですね、その影響軽減が損なわれるとかそういったものではなくて影響軽減の影響軽減として、火災を念頭にして影響軽減対策が確認されているということでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:37	規制庁のイワノです。ちょっと確認なんですけど、ループ室において、影響軽減対策が馬受従前の通りだっというふうに説明されてますけどあるそういう対策があるって、影響軽減の対策があるっていう認識でよろしいですか。
2:14:57	関西の木嶋でございます。この中身は完全にすいません再稼働の申請の時のですね、設置許可のまとめ資料ないしは設工認のときの火災防護に関する説明書の中身に関する説明になっておりまして、
2:15:13	当する火災防護対象ケーブルが何かということで、それをルート特定しまして、その間の6メーター離隔が離れているだとか、そこに対して鉄ケーブルトレイには鉄製の蓋をしてあって問題ないとか、
2:15:30	電線管に接種収納されているから問題ないとかということ、従前の審査の中で確認いただいております。今ご質問されているところは、私どもがお答えすると、そういったことの説明になるものでございます。
2:15:47	いや、
2:15:53	規制庁のイワノです。説明を想定しますのでこちらのほうで再稼働のときと同じですってということなので、再稼働のときの新を審査の補足説明資料なりを確認して
2:16:10	追加で質問があるようであれば今後確認するようにします。
2:16:15	では、鳥栖最後の質問、確認事項に移りたいと思います。
2:16:22	最後の確認事項はですね、前回の審査会合の資料をちょっと開けていただきたいんですけども、14ページに関係するところで、
2:16:37	煙
2:16:42	準備していただいているようお願いしているので、手元にあると思うんですけど、6月15日の審査会合の14ページをお願いします。で、この資料のですね、
2:16:57	ほか確認したい点はですね、旧空気吸引式の煙感知器の点検方法についてなんですけれども、これは今関西電力で想定されている点検方法っていうのは、
2:17:10	吸引管も含めて転動するようになっているのか、例えばその吸引管のさっきから煙か何か煙を入れてしっかりその感知器が昨日買って
2:17:25	機能するかっていうのを確認するっていうことを想定されてるのかそれとも
2:17:32	旧印鑑はもうつつ健全であるとして導管時期のね、感知器の付近の近くのところの間から煙を入れて、要は部屋部屋の中に入らずに感知器だけ、旧印鑑は確認せずに感知器だけ確認するような想定をされているのか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:49	どっちなのか、旧印鑑を含めて点検するつもりなのか、感知器だけを点検するっていうふうな想定されているのかとどっちなのか教えていただいてもよろしいでしょうか。
2:18:02	関西電力の武田でございます。当庫空気吸引式の煙感知器倉庫の徹底した場合の保守点検内容といたしましては、換地部及び影響エリア内にやっている空気感。
2:18:20	これらの外観点検、外観目視点検と作動確認作動試験の二つを考えてございます。で、作動試験につきましては、エリア内にある中部から煙感知器、
2:18:38	が作動する規定量の煙を実際に注入しまして、それによる率の作動確認を実施するものとしてここに整理してございます。
2:18:55	規制庁の止野です。ええと承知しました。そうするとですね、あくまでエリア内で確認しなきゃいけないのは、外観検査だけで、そういう煙を入れたりする検査はやりませんか外観検査だけだと、そういうことですよね。
2:19:10	そうなると、今開いていただいている14ページの保守点検のところの線量でそれぞれ工数、点検に係る工数っていうのを示していただいているんですけど。
2:19:26	外観検査にこれだけの工数時間がかかるっていうふうに説明されてるっていうことでよろしいですかこの熱感知器の点検っていうのもあるので、それとのそれとあわせてこの数字になるっていうことかもしれないんですけど。
2:19:45	すいません、ちょっと
2:19:48	外観検査だけで本当にこの工数の時間がかかるっていうかセキ差をされているかどうかって言うところをちょっと確認させてください。
2:19:58	関西電力の武田でございます。申し訳ございません。私の説明がちょっとわかりにくくて、誤解を与えてしまいました。救急救命式の煙感知器の動作確認につきましても、実際放射線の
2:20:17	ある現地のほうのエリアに入っていて、中部の方に動作する規定量の煙の要素と注入します。
2:20:29	そして現状の方から注入しますと、そういった形で、監事の稼働を確認するものでございます。なおここに書いてございましたので、熱感知器のほうにつきましては当然の人間が作業員がエリアの中に入っていて、
2:20:47	その装置ですね件目がなされるような装置を関係の方に
2:20:55	カバーをつけまして、実際のその作動確認するといったような試験となります。
2:21:01	以上です。
2:21:04	規制庁のイワノで説明承知いたしましたのではですねちょっと節資料に外観検査の方法も含めて、外観検査ですいません。煙感知器のその検査の方法も含め、ちょっと追記していただいて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:21:20	ちょっとプラスアルファでこの工数って書いてあるところの内訳として煙の感知の工数がどれくらいなのかっていうところと、その熱感知がどれくらいなのかっていうところもちょっとあわせてちょっと相殺を会議追記していただいてもよろしいですか。
2:21:45	関西電力の武田でございます。前回提出している補足説明資料のほうに当煙吸引式の感知器を設置した場合の交通。
2:22:00	の御説明のほうを追加してございましたので、この後に、保守点検のところの今申しました内容のところを記載を追加させていただきたいと思います。
2:22:12	以上です。
2:22:16	規制庁の今野です。ではあの説明当資料の追加の方、よろしくお願ひいたします。これです、こちらから確認して当する事項は以上なんですけれども、関西電力の方から全体通して何かございますでしょうか。
2:22:36	関西電力ウシジマでございます。本日御用意した資料についてですね、御説明してもいただいて、その資料の3について修正が必要であるということ。あと、補足の
2:22:52	説明資料につきましてもですね、先ほどの点検の交通等の考え方について補足説明が必要であることを認識いたしました。その上で、すみません、今回の資料として積み込みはしていないのですが、
2:23:10	前回7月15日のヒアリングの際にですね、資料1ということで、PowerPointのイメージで基本設計方針の短期許容そうですね。資料として提示させていただいてございます。
2:23:26	ちょっと今後審査会合とかですねそういったことを念頭に置いた場合ですね、この7月15日の資料1の基本設計方針の接点ですね、これも前回の資料、6月15日の審査会合のコメントの一つとして残ってございましたので、
2:23:45	本資料の扱いについて確認させていただきたいと思います。
2:23:55	また、
2:24:17	規制庁の今野です。資料1のところの許可との整合性のところの取り扱いについては、他の記述、技術基準の適合性のところとかがそろってきたらあのせえとすいません次回の施設審査会合では一応一通り説明してもらおうかとは思っているんですけども、
2:24:38	技術基準の適合性のところ整理されないとそこもちょっと定まってこないところもありますので、そこは引き続き事務的に確認していくっていうそういう整理をさせていただければと思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:24:58	関西ウシジマでございます。ステップの確認になるのですが、本日資料の体裁というところで考えた場合にですね、資料3ということではA4の縦のメモが昨日平米。
2:25:16	今回江藤技術基準規則への適合性についてといったことを資料としてまとめさせていただいておりましたが、これにつきまして、保安水準の定義であるとか、目標も設定であるとか、後ろのほうの記載事項の整理かこれについて整理が必要ということで、
2:25:34	ご指導いただきました。その結果ですね、審査会合に向けてはセキ様からも、これはパワーポイントに踏み込むですよということを指導いただいたと思っ てまして、これを資料3の本年度となるですね。
2:25:51	要は十分な保安水準とは何ぞやというところの定義であったり、それを達成するための設計はこうということでございますということがポイントに入れたもので審査会合除い必要があると、このように認識をしております。
2:26:06	それが資料3としてありまして、資料、前回の7月15日の資料については特 段パワーポイントのやつ見込む必要なくて、資料1は、どちらかといえば本 来は今の資料3が、
2:26:24	本来であって、これらが内容的に適切であると思う。cupさあされた前提で今 事業者としては基本的方針の書きぶりはこのように考えておりますというこ が、
2:26:39	その後ろにくっついてくると。それではワンセットで資料3が先にあって、資料 1の中身が、その後ろにくつつ形で審査会合の説明パッケージになると、今 そのような理解をいたしました。
2:26:56	相違ないでしょうか。
2:27:06	規制庁のイワノです。とりあえずおそらくそれで相違ないと思っております。
2:27:21	はい。
2:27:24	今回のウシジマでございます。資料3についてですね、私どもがこれから練り 直したのもって、また資料を御確認いただいて、これ事実確認をされた結 果として審査会合で議論されるということなんですが、
2:27:40	その後も、それですかね審査会合の議論の結果によって、また資料1棟は見 直しもあるからということで、資料3を軸に名議論しましょうと、そういったこと をおっしゃっていると、そういうふうな受けとめをいたしました。
2:28:01	はいその規制とのイワノで認識で結構だと思います。
2:28:07	きちっと目的ですはい。今ウシジマ本社とのbと思いますよ。
2:28:13	やっぱり

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:28:17	今日議論してる話が何となかったものの中にしっかりしてそれをポスト経営基本設計方針はこうなって、それに合うように許可の整合性を合わせた結果、こういうふうになりますっていう説明をされるのが一番
2:28:34	次の順番からすればほかわかりやすいと私は考えてます。ここ後はその説明性の順番だと思いますんでそこは共通理解であればそれで結構です。
2:28:51	はい、セキ様ありがとうございます。はい、他の3の骨組みをですね、今回ちょっと古紙ご指摘コメントいただいた点を踏まえて、練り直しまして、それを受けて、1の基本設計方針なり許可整合性がそこを私どもとしてこのように考え方を
2:29:09	いうものを提示させていただいて、それを審査会合の中で、あのやりとりさせていただくと、そういう進め方で理解をいたしました。
2:29:21	はい。
2:29:23	規制庁のイワノです。ではえっとですね、ちょっと最後にちょっとすみませんお伝え忘れていたんですけれども写真の今回提出していただいた
2:29:38	図面の写真のところですね一番最後の資料として提出していただいたものについては特段コメントないというふうに聞いておりますので、こちらについては特に指摘等はしないようにしたいと思います。
2:29:53	で、えっとですね。
2:29:55	次にちょっとスケジュールのほうに移りたいと思うんですけれども、今回の資料を見て今回の確認した確認して修正する事項みたいなものの資料はいつごろ提出できそうかっていう見通しはありますでしょうか。
2:30:19	16
2:30:21	関西電カクマクられる少々お待ちください。
2:31:33	いますので、今の資料の今後の提出の段取りについてご意見をこちら福井県確認があったと承知してございます。それとこの先で数名お盆に入るというふうにも小承知してございます。
2:31:49	私どもとしましては、今回承った資料3についてですね、これまでもしっかり考えたつもりでございましたけれども、ただ、その点があったというところでありますので、しっかりと練り直したものをですね、16。
2:32:05	8月16剖検の週ですね、ここでご提示たいと考えておりますので、ちょっとYKTのお願いになるのですが、先ほどまでですね、資料3のですね、
2:32:20	動的な保安水準の定義について見直しが必要ということで、そこについてですね、私どもの定義の仕方がちょっと大きい表現のままで入ってしまったところもあってですね、じゃあどこまでを見るんだということがですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:39	いろいろと議論になったというふうに承知しておりますので、そのあたりしっかり見直したものにいたしますが、またその忌避×審査会合の場ですね、できれば議論はいいとは思いますが、全く言うお互いのまたあの値。
2:32:57	違うの論点のところですね、議論になって再度また審査会合といったことをできるだけ私どもとしては回避したいとこれ事業者が勝手な申し入れはございますが、そのように考えておりました、
2:33:13	心は御相談になるのですが、8月16の週に資料提出の上ですね、次回の資料を御確認いただいて、ヒアリングをお願いできないかというふうに考えてございます。後ろの設定等はですね、NRA殿のほうで、
2:33:32	ある意味次期のイメージとかあるかもしれませんので、これは私どもからのお願いになるのですが、16の週に資料提出しかるに絵と資料を御確認いただいて、ヒアリングを一度お願いできないでしょうかということでございます。
2:33:48	その点においていかがでしょうか。
2:33:52	はい。
2:33:53	規制庁のイワノです。今、例えば前回のヒアリング等とかでもですね、8月中に審査会合をまあできればという話は変わりしらせていただいている、そう思うとですね、8月の16日に出てくれば、
2:34:10	ぎりぎり間に合うか間に合わないかなって印象を持ってるんですけども、8月16に資料提出っていうところはいかがでしょうか。
2:34:24	関西ウシジマでございます。まずその点におきましては私ども頑張りますということでございます。
2:34:35	規制庁のような事実承知しました。ではもう一度ヒアリングをするということであればですね、8月16日をめぐりに頑張っていたきたいというそういうことですね。はい。すいませんじゃ最後にですねすいませんセキさんの方から何か全体通してスケジュールも含めて何かございますでしょうか。
2:34:54	規制庁の関ですねと、まずスケジュールですけど、8月中といいながら、売店26から30しかなくて多分26じゃないかと思っておりますので、そのところをちょっと念頭にあってください。3正式な日程は決まりましたらイワノ本番また連絡します。
2:35:14	ということですのでそこに見まして、ちょっとやって数量の整理をして
2:35:23	出された及ぼに関しては私たちヒアリングっていうのは事実確認。
2:35:30	モニターもうというところと議論っていうふうに審査会合ってのは、これは分かれていますので、
2:35:37	事実誤認をしていって丘が以降にならないように言っている範囲内でヒアリングの方させていただきたいと思っておりますので、そのところはちょっと

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



2:35:48	追加方針の中でやんと違いのないように、
2:35:52	営農地区の方させていただきます。もうヒアリングの事実確認が必要というふうに費用対書けばそれはしますので、そういう認識でお願いいたしますっていうのが1点です。
2:36:04	それを
2:36:07	もう
2:36:09	ちょっと言葉として、今御説明されてきになったのが
2:36:15	どんな保安水準を見直すっていうような言葉を使っておられたんですけども、
2:36:24	今後見直すっていう意味がどういう意味なのかなっていうのが
2:36:32	2回あったずれてると危ないなと思うんでちょっとその今受けとめをちょっとお話をいただいてもいいですか。
2:36:47	配管最終までございます。はい。40分の保安水準を設定するという自体に変わりはありません。ただ、本基準を設定するにあたって、私どもですね、肩への影響を限定して早期の感知を
2:37:04	行うということですね目的として絵本水準を設定してそのあとの設定といったことに
2:37:14	この資料をまとめていたつもりではございますけれども、議論がですね、私どもが低とかBとかいったいろんなものを定義して感知の設置の方法ですね、そういったものの説明等ですね。
2:37:31	組み込んだことによって海底閉じ込め機能をどうやって守るんだとか、そちらの方に話が展開されてしまうというふうにも受けとめましたので、保安水準も目標とする対象なのかと。
2:37:47	いったところですね、誤開誤解といいますから、私どもの意図するところ正しくお伝えできるように、今後定義のところをもう少し丁寧に変えていくとかということが必要なのかなというふうに意識した次第でございます。
2:38:04	セキさんの懸念されましたのは嫌保安水準そのものをですね、また何か昼がいるのかというのではなくて、この設定について丁寧に説明していく必要があるというふうに認識したということでございます。
2:38:19	最後からまた時都立広尾わかりました私も出た懸念も80%は聞いてきましたので、その方向性でいいかと思います。ANSIってちょっとくどいようですがもう一度言いますと、
2:38:35	ちょっと言い方を変えて言うと、関西弁が立てられている。今保安製品をここに置くっていうことを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:38:46	もうこの言葉自身がそんなに違和感はないと私個人としては考えています。それではまで7番といえば、
2:38:59	火災審査基準の2ポツ2ポツ1の柱がちょっともの。
2:39:03	基本的には沿って行って、これはもうちょっと正確に言うと同様な保安水準と言いながら、その言葉自身は火災審査基準、
2:39:13	言葉をそのまま書いているんで。
2:39:16	正組正確に同等な保安水準っていうとちょっと関西電力の言いたいことはもう審査基準に書いてある2ぽつポツ1の(1)のところの監視設備に書いてある場所方法通りにおけないんだけどね。
2:39:34	そこは関西電力が努力できる最大限
2:39:42	設置できる範囲でできるだけ近いところでことによって、2ポツ2個ページの内容は説明仕切りますっていうことではないかと私はずっと思っていて、それが根源になっていて、私たちはちょっとずっと質問をおし続けているつもりなもので。
2:40:00	そのこのところの部分ができて
2:40:05	説明資料として達成されるということを
2:40:09	私たちとしても望んでいます。私から以上です。
2:40:18	%ウシジマでございます。今最後にですね、セキ様から思いも含めて、一つのところをおっしゃっていただいたところ、私どもは非常によく理解をいたしましたそこそこを念頭に置かれた上での
2:40:34	先ほどぐらいですね、議論があったということで理解がでございます。ですので、今の窃盗本水準を書き出し自体が別に誤ってるというものはないんだけど、それを達成するところのですね。
2:40:51	この方法論も含めて、そこが丁寧に伝わるようにということで、この資料の記載等ですね、見直すこといたします。
2:41:02	先ほどの御説明ありがとうございます。
2:41:07	大変スズキ出過ぎて私、もうこれ以上言うことないので私から以上です。
2:41:15	はい。
2:41:18	規制庁のイワノです。モリヤ火災室長の方から何かございますでしょうか。
2:41:25	はい。
2:41:26	国内であんまりよくないです。
2:41:34	規制庁の制度の今のちょっと聞こえづらかったのもう一度お願いいたします。
2:41:40	以上です。
2:41:42	すいませんモリヤです。特にございません。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:41:49	規制庁のようないす承知しましたでは本日のヒアリングはこれにて終わりたいと思います。ありがとうございました。
---------	---

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。